

ア 設置の趣旨及び必要性

1. 教育研究上の理念、目的

群馬パース大学大学院には、保健科学研究科を置く。

保健科学は、心身及び社会生活上の健康について、維持増進から治療・回復・リハビリテーションまで、健康障害等の原因究明から対策の開発・実施まで、個人の生活から社会の制度や環境までを包含した研究を通じて、保健福祉の発展に寄与しようとする学問である。現代の保健医療は専門化が進み、独自かつ高度な学問領域としての探求がなされているが、一方、人間並びに人間生活に関わる実践科学としての社会的存在意義からすると、それぞれの学問領域の密接なる関連、連動は不可欠である。

群馬パース大学大学院保健科学研究科は、保健科学を看護学、理学療法学の立場から探究するとともに、その融合、並びに関連する他の専門領域を含む地域保健医療システムを研究対象とし、人間の健康に関わる問題とその多面的要因に関わる探求において、看護と理学療法の各専門分野の知識・技術を取り入れた総合的アプローチが実践できる医療人の育成を行うことを使命とし、保健科学の名称を使用する。

群馬パース大学大学院保健科学研究科には、保健科学専攻修士課程を置く。

群馬パース大学大学院保健科学研究科保健科学専攻修士課程（以下、保健科学研究科）は、保健科学のうち、看護学並びに理学療法学の分野とそれを支える地域システムを研究対象とし、その探求をとおして高度な専門能力を備えた保健医療の実践者養成の拠点となることを使命とする。

2. 人材養成の目標

看護並びに理学療法の実践者及び大学教育修了者が、修士課程での学究を通じて、さらに高い実践能力とリーダーシップを身につけ、高度な保健・医療の実践者となるよう育成することを目的とする。

そのために、目標を次のとおり掲げる。

(1) 高度な専門知識・能力を有する実践者の育成

高度な倫理観と社会に対する深い洞察力、保健医療をとりまく社会システム、医学・医療の最新の知識を有し、根拠に基づいた高度な保健医療の実践を提供し、その結果を分析、蓄積するとともに、実践を研究、教育へと還元できる人材を育成する。

(2) 保健医療分野においてリーダーシップを発揮する指導者の育成

保健医療システムを包括し、対象者の QOL 向上のために資源を活用し、他職種との協働の中でリーダーシップを発揮し、ケアを推進できる人材を育成する。

(3) 実践分野において研究能力・教育能力を発揮する実践者・指導者の育成

臨床現場において生じる実践上の問題を抽出・分析し、その解決を図るために研究を推進・指導できる人材を育成する。また、臨床現場での新卒者、現任者を対象とする卒後教育、看護職・理学療法士養成機関での教育実践において、教育理論に基づいた教育方法を開発・構築し、実践できる人材を育成する。

課 程	専 攻	教育研究領域等
群馬パース大学大学院 保健科学研究科 【修士課程】	保健科学専攻	基礎保健科学領域 臨床保健科学領域 地域保健科学領域

3. 大学院設置の必要性

(1)基礎となる学部の実況

保健科学研究科の基礎となる群馬パース大学保健科学部は、「PAZ（平和） - 平和で公正な社会の発展、PESSOA（個性） - 個人の尊厳と自己実現、ASSISTENCIA（互助） - 多様な人々の共存と協調、ZELO（熱意） - 知の創造」への貢献を建学の精神に、「豊かな教養と人間愛を備えた質の高い保健医療専門職を育成し、知の創造を通じて国際社会、地域社会に貢献し、保健医療福祉サービス実践者との協働を通じて、地域の人々に貢献すること」を目的に、平成 17 年 4 月に開設された。入学者は群馬県を中心に、北関東、上信越地方、南東北地方出身者が多くを占めている（資料 1）。

(2)高度の専門的職業人の養成と人材需要の見通し

開学以来、群馬パース大学保健科学部は、教育の面では、高等学校卒業生を対象とする看護職・理学療法士の育成、研究の面では、研究者である教員を中心とする研究成果の創出、実践の面では、専門家である教員の保健医療実践活動を中心に教育・研究活動を重ねてきた。そして、その過程において、実践者の育成に対する地域社会の新たな要請があることを認識してきた。

即ち、保健医療ニーズの多様化・複雑化と医療の高度化のもと、高度な専門知識・能力を備えた実践者、指導者の育成、さらに、臨床現場で生じる実践上の新たな課題を見だし、科学的なアプローチによってそれを分析し、解決に導く研究能力を備えた実践者の育成という要請である。転じて教育についてみると、看護職・理学療法士を養成する高等教育機関は年々増加しており（資料 2）、その卒業生を受け入れる臨床現場において、質の高い現任教育を担う人材の養成に対する要請も高まっている。

以上のことをふまえ、大学院設置状況をみると、学部入学者の多い群馬、長野、栃木、埼玉の各県においては、看護系 15 大学中、大学院を設置しているのは 5 大学のみ状況である（資料 3）。

平成 20 年現在、群馬県内で看護師・理学療法士を養成する高等教育機関は看護師養成 6 大学、理学療法士養成 2 大学である。さらに、長野、栃木、埼玉を加えると、看護師養成は 15 大学、理学療法士養成は 9 大学となり、それらの大学からの進学希望者があると推定される。大学院設置によって、地域の高等教育機関卒業生をはじめ、専門職のための教育環境の質が向上し、地域で求められる人材の輩出が実現する。

保健科学研究科の開設は、以上のような地域社会の新たな要請に応えようとするものである。

（資料 1 都道府県別受験者数・入学者数一覧）

（資料 2 看護師等及び理学療法士養成校の推移）

イ 大学院課程の構想

本研究科は、高い実践能力とリーダーシップを身につけた高度な保健医療の実践者を育成することを使命とする。そのため、中央教育審議会『新時代の大学院教育 - 国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて - 答申』(平成17年9月)第1章第2節2「博士, 修士, 専門職学位課程の目的・役割の焦点化」に示されるところの「幅広く深い学識の涵養を図り、高度の専門的な職業を担うための卓越した能力を培うこと、具体的には高度専門職業人の養成」を本研究科の役割と位置づけ、保健科学研究科保健科学専攻は修士課程とする。

ウ 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

1. 研究科の名称

研究科の名称は、保健科学研究科とする。

保健科学は、心身及び社会生活上の健康について、維持増進から治療・回復・リハビリテーションまで、健康障害等の原因究明から対策の開発・実施まで、個人の生活から社会の制度や環境までを包含した研究を通じて、保健福祉の発展に寄与しようとする学問である。本研究科は、現代の保健医療の専門化、細分化に対応し、人間の健康に関わる問題とその多面的要因の探求において、看護と理学療法各専門分野の知識・技術を取り入れた総合的アプローチが実践できる医療人を育成することを目指す。

2. 専攻の名称等

保健科学研究科に置く専攻の名称は、保健科学専攻とする。

3. 学位の名称

授与する学位の名称は、修士(保健学)とする。

4. 英語名称について

保健科学研究科の英語名称は次のとおりとする。

大学院名称	群馬パース大学大学院 :	Gumma Paz College Graduate School
研究科名称	保健科学研究科	Graduate School of Health Sciences
専攻名称	保健科学専攻	Master's Course in Health Science
課程名称	修士課程	Master's Course
学位名称	修士(保健学)	Master of Science in Health Sciences

5. 学生定員

専攻	入学定員	収容定員
保健科学専攻	6名	12名

エ 教育課程の編成の考え方及び特色

1. 科目区分の設定及びその理由

本教育課程は、看護学・理学療法学をはじめとする保健医療分野における高度な専門知識・能力を有する実践者、指導者を育成することを目的とする。このために、専攻分野に関する高度な専門的知識や能力を修得させるとともに、当該専門分野に関連する分野の基礎的素養をも修得させ、さらに保健医療分野のリーダーとしてふさわしい高い倫理性と豊かな人間性、社会性を涵養するよう編成されている。

授業科目は共通科目と専門科目からなり、学生がそれぞれの領域で研究に必要な理論と技術の修得、実践に必要な基礎能力を修得できるよう体系的に編成、配置されている。

共通科目は、人間、医療とそれを取り巻く社会に対する高い見識を持ち、関係職種間の連携や協力の重要性を認識し、幅広い視野に立ってリーダーシップを発揮するために必要な基礎的能力を涵養することを目的とする。そのために、保健医療の根底を支える人間、社会の理解、並びに共通する幅広い領域の最新の知識と科学的根拠に基づいた理論の教授に重点を置く教育内容を特色とし、保健医療分野における実践能力の高度化と、基礎的研究能力の付与を図るよう編成されている。

専門科目は、基礎保健科学領域、臨床保健科学領域、地域保健科学領域からなり、それぞれの領域に対応する看護学、理学療法学の科目を配置する。専門科目は専門分野の知識と技術を修得させ、専門分野における優れた実践、研究、教育能力を育成することを目的とする。そのために、専攻分野の教育研究領域における理論面の構築と専門知識・技術の修得、実践経験から導き出される課題の探求に必要な能力の育成に重点を置く教育内容を特色とし、専攻分野における研究課題に対する、主体的探求、発想、思考、分析のできる能力、並びに、専攻分野の実践の場における実践力、指導力を付与するよう編成されている。

2. 各科目区分の科目構成とその理由

共通科目には、医療倫理学特論、医療運営・管理学特論、人体の構造と機能学特論、加齢医学特論、保健医療統計学特論、家族社会学特論、教育学、応用英語、保健学特別セミナーの9科目を設ける。これらを学習することにより、学生は人間と医療との関係、人間の発達段階に対する考え方、医療の社会学・経済学的側面、保健学研究に用いられる統計手法等を修得できる。

専門科目には、専門領域毎に特論、演習、特別研究を設け、学生は主たる専門領域以外の特論のみ選択科目として履修できることとする。特論は各専門領域における最新知見について教授する。演習は文献考証、フィールドワーク等により各専門領域の実践における現状の理解と課題の発見、探求を行う。これらを学習することにより、学生は各専門領域及び関連の深い周辺領域の実践について熟知し、専門領域における課題の主体的探求、発想、思考、分析能力を修得できる。さらに、特別研究は各専門領域に関する高度な知識経験を有する教授の指導のもとで、当該専門

領域における研究課題を探求し、新しい知見を導き、研究論文を作成することを通して、専攻分野の発展に資する研究を遂行する能力を育成する。

3. ア及びイに示された趣旨等を実現するための科目の対応

本教育課程は、高度な専門知識・能力を有する実践者の育成、保健医療分野においてリーダーシップを発揮する指導者の育成、実践分野において研究能力・教育能力を発揮する実践者・指導者の育成を目指す。これらを実現するため、各科目はそれぞれの具体的到達目標と理論及び実践的内容を有する。

共通科目として設定する医療倫理学特論、医療運営・管理学特論、人体の構造と機能学特論、加齢医学特論、家族社会学特論、教育学は、保健医療に従事する人材に共通して求められる人間及び社会に対する深い理解と、専門職リーダーとしての資質を高める内容を学修する。同じく共通科目である応用英語は国際的な視野に立つための語学力を習熟させる。保健医療統計学特論は実践・研究に統計学的手法を適用するための基礎的能力を付与する。また、保健学特別セミナーは、様々な領域における最新の研究動向と争点や課題について教授することを通して、保健学に対する深い洞察力と、研究遂行に必要な認識力を育成する。

専門科目は、専門領域毎に理論面の構築と専門知識・技術の修得、実践経験から導き出される課題の探求に必要な能力の育成に重点を置く教育内容を有する。これを学修することにより、専攻分野における高度な実践・指導能力を育成し、研究における課題探求への発展につなげる。さらに、学生の選択する専門領域の科目に加えて専門領域以外の科目を選択、履修させることにより、関連領域に対する理解を深め、実践、研究における領域を超えた幅広い連携に対する姿勢を養う。

基礎保健科学領域には、科学的根拠に基づく看護実践展開のための方法論に関する専門科目、基礎理学療法学に関する専門科目を置く。看護専門科目では、看護独自の実践方法（看護技術）に関する教育・研究指導を行う。看護の効果について総合的に分析・評価するための基礎的能力、特に、高度なヘルスアセスメント能力を育成し、看護実践方法の適用とその科学的根拠の検証を探求させ、基礎研究を基盤として臨地における効果的かつ有効な実践方法とは何かについて追求する。基礎理学療法学専門科目は、理学療法の基礎となる身体の姿勢・動作とその解析手法及び理学療法の対象となる各疾患によって生じる姿勢・動作の異常性とその解析方法について探求する。また、理学療法教育の手法とその研究法について教授する。

臨床保健科学領域には、成人看護学専門科目、母子看護学専門科目、老年看護学専門科目、精神看護学専門科目、臨床理学療法学専門科目、高齢者理学療法学専門科目を置く。成人看護学専門科目では難病、がん等患者のQOL向上を目指した施設内、在宅における看護実践について、また、これらに関連する研究課題、研究のあり方について探求する。母子看護学専門科目では、女性のライフステージ各期における健康問題、新生児看護に関して、アセスメント及び看護方法について、最新の知識を教授する。さらに、小児各期の健康問題とその看護、特に、こどもの健康支援環境、慢性疾患患児の生活習慣習得支援、ターミナル期のこどもの看護支援について教授する。老年看護学専門科目では、高齢者の加齢に伴う変化とからだ・心の健康問題に関する理論と技術、看護支援のあり方、その評価、チームアプローチについて探求する。また、健康障害をもつ高齢者の急性期から慢性期に至る継続的な看護の特質と看護支援方法について探求する。精神看護学専門科目では精神保健上の看護課題、精神疾患を有する患者の健康問題を取り上げ、理論と技術、

看護支援のあり方、その評価、チームアプローチについて教授する。臨床理学療法学専門科目では、物理療法に含まれる各種治療法についての物理学的・理学的基礎並びにそれらの臨床応用のあり方を探求する。また、物理療法の一時的な身体への作用の探求にとどまらず、生活の質を向上させるリハビリテーションに寄与するための治療手法、保健医療の各分野に渡る物理療法の適用について教授する。高齢者理学療法学専門科目では、加齢に伴う身体運動機能の変化とそれに伴う生活の変容について教授するとともに、高齢者の生活活動自立、生活の質の維持に必要な運動機能とその機能の維持改善のために行われる理学療法について教授する。

地域保健科学領域には、地域看護学専門科目、在宅看護学専門科目、地域理学療法学専門科目を置く。地域看護学専門科目では、地域社会の健康レベル向上に関わる看護の理論と技術、対象別の地域看護実践方法、保健医療福祉の連携とシステム化について教授する。また、地域の健康問題の解決に必要な社会資源の開発と施策への反映、ヘルスプロモーションの推進における地域看護の役割について探求する。在宅看護専門科目では、在宅ケアシステム構築に関する理論と方法について教授する。また、在宅看護に必要なアセスメント、ケアマネジメント、及びケアの評価の方法、在宅看護技術、在宅ケアにおける家族指導技術、在宅ケアチームの形成について教授する。地域理学療法学専門科目では、高齢者や障害者が地域での生活を維持・改善するために必要な住環境整備、交通整備、街づくり及び地域保健における理学療法士の役割と地域保健を実践するために必要な社会制度などについて教授する。

4．必修科目・選択科目・自由科目の構成とその理由

共通科目のうち保健学特別セミナーは、保健科学研究に対する基礎的理解を深める科目と位置づけ、必修科目とする。共通科目のその他の8科目は、選択科目とする。専門教育科目のうち、学生が専攻する特別研究と、それに対応する特論、演習科目は必修とし、他の特論科目は選択科目とする。また、演習科目、特別研究は、専攻する領域以外の科目は履修できない。

5．履修順序（配当年次）の考え方

授業科目は2学期制での開講を考慮し、特論2単位（1単位15時間）、演習2単位（1単位15時間）とする。また、特別研究10単位（1単位15時間）とする。特別研究は、各専門領域の修士論文テーマに沿った研究となる。専門科目の講義、演習科目は学期内に配置する。履修順序は、原則として1年次前期に特論、後期に演習を、2年次に特別研究を配当する。共通科目については1年次、2年次を通して履修できることとし、土曜日、夏期・冬期集中開講科目を設け、学生の学習ニーズに広く対応する。

オ 教員組織の編成の考え方及び特色

1．科目担当専任教員配置の考え方と特色

専門科目は、特論、演習並びに特別研究を通して一貫した指導をする。そのために、保健師、助産師、看護師、理学療法士の免許を持ち、当該領域の教育研究業績並びに当該領域の実践経験のある教授等を専任研究指導教員として配置した。

基礎保健科学領域の科目は、基礎看護学、基礎理学療法学に精通した教授、准教授が担当する。

臨床保健科学領域の科目は、成人看護学、母子看護学、老年看護学、精神看護学及び臨床理学療法学、高齢者理学療法学に精通した教授、准教授及び講師が担当する。地域保健科学領域の科目は、地域看護学、在宅看護学及び地域理学療法学に精通した教授、准教授及び講師が担当する。

各領域の特別研究では、チーム医療の重要性から、看護学と理学療法学の連携をとりながら、それぞれの専門性を生かした指導者を配置した。

共通科目については、保健科学研究科の人材育成の目的に照らし、各領域に共通する保健学の科目を設け、うち各分野の教授が最近の課題や研究動向を扱う「保健学特別セミナー」を必修とした。そのほか、保健医療活動の管理・運営・教育指導能力を育成する目的で「医療倫理学特論」「医療運営・管理学特論」「教育学」を設け、実務経験豊富な教員を配置した。また、人体の構造と機能をより深く理解し、看護・リハビリテーション臨床に応用するための「人体の構造と機能学特論」、加齢と疾病の関係を理解するための「加齢医学特論」など8科目の選択科目を設け、それぞれに専門性の高い指導者を配置した。

2. 教員の年齢構成

専任教員は合計32名で、30～39歳が7名、40～49歳が8名、50～59歳が9名、60～64歳が2名、65～69歳が1名、70歳以上が5名、である。学位保有状況は、博士9名、修士22名、学士1名である。

専任教員は全員、本学における教育並びに研究に従事するものであるが、本法人で定める教育職員については、すべて単年度契約の専任教員であり、就業規則の定年が全員該当しないことになっている（資料4）。労働契約書（資料5）上は全教員とも法人と教員の双方に異存がない限り自動更新となっているが、全教員が単年度契約になっているため、大学院の完成年度である平成22年度（平成23年3月）までは大学院に係る全教員の雇用確保が第43回理事会において承認されている（資料6・7・8）。

（資料4 学校法人群馬パース学園就業規則【抜粋】）

（資料5 労働契約書）

（資料6 第43回理事会議事録）

（資料7 第43回理事会添付資料 - 申請予定専任教員一覧）

（資料8 第44回理事会添付資料 - 追加申請予定専任教員）

カ 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

1. 授業の内容に応じた授業の方法

共通科目は、保健医療の根底を支える人間、社会、並びに共通する幅広い領域の最新の知識と科学的根拠に基づいた理論の教授に重点を置く教育内容である。また、専門科目のうちの特論は、高度な臨床実践のための専門的知識と理論、並びに各専門領域における最新知見を教授する内容であり、講義の方法をとる。

専門科目のうちの演習は、事例をもとにした技術演習、文献考証、フィールドワーク、事例検討等を通して実践における現状の理解と課題の発見、探求、専門的技術の修得を目指す内容であり、演習の方法をとる。

特別研究は、当該領域における研究課題を主体的に探求し、研究成果の思考、分析により臨床

実践に有用な知見を導き、研究論文を作成することを目指す内容であり、高度な知識経験を有する教授の指導のもと、個別指導の方法をとる。

2．授業方法に適した学生数

講義科目は集合教育であり、受講学生数の上限を設けない。演習科目は学生と教員間、学生間での話題提示と討議、事例検討、技術演習等を行うグループ教育であり、受講学生数は2名以上、数名までとする。特別研究は指導教員による個別指導であり、受講学生数は1名とする。

3．配当年次の設定

配当年次は、専門科目については原則として1年次前期に特論、後期に演習を、2年次に特別研究を配当する。共通科目（必修である「保健学特別セミナー」を除く）については1年次と2年次のどちらでも履修できることとし、土曜日、夏期・冬期集中開講科目なども設け、学生の学習ニーズに広く対応する。

4．履修指導方法

(1) 学生の教育研究領域の選択と決定

入学試験受験申込前、指導を希望する教員と直接の受験相談を経て受験時に教育研究領域の選択を行うことが望ましいが、広く全国から学生募集することから直接受験相談ができない学生についても電子メール等を利用し領域選択の相談を受ける。なお、指導を希望する教員が不明確な受験生の相談は研究科長が行う。

次に、保健科学研究科入学試験の受験申込書に各受験生から履修を希望する領域（基礎保健科学領域、臨床保健科学領域、地域保健科学領域）を予め記載させる。なお、受験申込前に領域選択に関する事前相談ができなかった学生の選択した希望領域が著しく希望研究領域と異なる場合は、領域選択の変更を指導する場合もある。

入学試験科目は当該領域にかかる科目を選択させ受験させる。入学者は入学試験で選択した領域を履修する主領域とする。

(2) 研究指導教員の決定

入学時オリエンテーションを経て履修主領域を最終決定し、その時点での研究課題・研究計画の概要、希望する研究指導員を提出させる。主領域の特別研究を担当する複数の教授間で合議、調整を行い、学生が希望した研究指導員が適切かどうか判断し、履修届提出前には研究指導教員を決定する。

決定次第、保健科学研究科委員会に報告するとともに、担当学生の履修指導にあたる。

なお、当該領域の教授に欠員が生じた場合は、学生との合議、調整を行い研究指導教員を決定する。

(3) 履修方法

修士課程修了に必要な履修単位は30単位以上とする。履修方法は以下のとおりである。

基礎保健科学領域、臨床保健科学領域、地域保健科学領域の中から、特論2単位、演習2単

位、特別研究 10 単位の計 14 単位を必修科目として履修する。

共通科目の中から、必修科目である保健学特別セミナー 2 単位を含む 6 単位を履修する。

上記 以外の共通科目と専門科目の中から、講義科目 10 単位以上を選択として履修する。

共通科目は 1 年前期から 2 年前期にかけて履修する。専門科目については、各専門領域の特論は 1 年前期に履修し、専門性の高い各専門領域の演習科目は 1 年後期に履修する。特別研究は、演習を行いながら研究課題を検討するため、1 年次にオリエンテーションを行った上、2 年次に研究遂行、論文作成を行う。

(4) 履修指導の方法

履修指導は、学生が専攻する領域の特別研究を担当する研究指導教員が行う。

履修計画については、入学時ガイダンスに基づき、専攻する領域における知識・技術の習熟のみでなく、保健医療専門職としての幅広い視野の育成と、教育・研究能力の向上に配慮した選択のための個別の指導を行う。

履修科目の年間登録上限は特に設けませんが、選択した科目を十分に修得できる範囲となるよう指導する。また将来、他の大学院の履修科目 4 単位を超えない範囲で履修単位として認定することを検討している。

(5) 履修モデル

履修モデルを（資料 9）に示した。養成する人材像に対応し、基礎保健科学領域、臨床保健科学領域、地域保健科学領域それぞれを主領域とする 6 つのモデルケースで示してある。

モデルケース 1（基礎保健科学領域）

将来、総合病院看護部門スタッフとして研究成果を臨床実践に活かすとともに、若手看護師、臨床実習学生のロールモデルとしての役割をもつ。さらに、研究を継続し、身体診査法（フィジカル・アセスメント）の技術の確立と普及を図ることにより、病院における看護サービスの向上を目指すことが期待される者が選択する履修例である。論文テーマは、基礎看護学研究の 1 例として、「看護師の行う身体診査法（フィジカル・アセスメント）の技術開発に関する研究」である。

そこで、共通科目において、身体診査法の基礎的素養として人体の理解を深めるために、人体の構造と機能学特論、加齢医学特論を、臨床実践に適用する際に求められる倫理的視点を学ぶために医療倫理学特論を、身体診査法に関する海外の最新知見を学ぶために応用英語の計 8 単位を履修する。

専門科目においては、基礎保健科学領域の基礎看護学特論、基礎看護学演習、基礎保健学特別研究の計 14 単位に加え、幅広い年齢層と疾患を有する対象に研究成果を活用するために、成人看護学特論、老年看護学特論、在宅看護の場で活用するために在宅看護学特論を選択する。

モデルケース 2（基礎保健科学領域）

大学院修了後、病院のリハビリテーション部門の主任として、入院・外来・在宅患者に対する理学療法の実践と管理、新人職員の初期及び継続教育、学生の臨床指導の業務に当たり、リハビリテーションサービスの向上を目指すことが期待される者が選択する履修例である。論文テーマは、「股関節疾患患者のバランス保持戦略に関する研究」である。

そこで、共通科目において、病院の第一線の管理者としての基礎的知識を得るために、医療運営・管理学特論を、また高度な専門知識・能力を有する実践者となるとともに研究課題達成のた

めの知識の涵養を図るために人体の構造と機能学特論、保健医療統計学特論を、新卒者、現任者に対する卒後教育、理学療法士を目指す学生の臨床指導を効果的に展開するために教育学の計 8 単位を履修する。

専門科目においては、基礎保健科学領域の基礎理学療法学特論、基礎理学療法学演習、基礎保健学特別研究の計 14 単位に加え、幅広い年齢層の患者と在宅患者への高度な理学療法実践を行うために、高齢者理学療法学特論、地域理学療法学特論を、地域での活動において他職種との連携を図りながら実践を展開するために地域看護学特論を選択する。

モデルケース 3 (臨床保健科学領域)

大学院修了後、大学病院神経内科病棟における、難病患者と家族に対する専門的看護実践の提供と、研究成果を活用した ALS 患者への継続看護支援プログラム開発の推進、及び新卒者に対する教育者の役割を担うことが期待される者が選択する履修例である。論文テーマは、「ALS 療養者と家族の人工呼吸器装着に関する情報取得と意思決定の過程」である。

そこで、共通科目において、難病全般に関する医学・医療面での基礎的素養を深めるために、人体の構造と機能学特論を、研究の遂行とその成果を臨床実践に適用する際に求められる倫理的視点を学ぶために医療倫理学特論を、難病患者の家族の理解と支援のあり方を学ぶために家族社会学特論、教育学の計 8 単位を履修する。

専門科目においては、臨床保健科学領域の成人看護学特論、成人看護学演習、成人保健学特別研究の計 14 単位に加え、地域・在宅ケアに移行する対象に研究成果を活用するために、地域看護学特論、在宅看護学特論を選択する。

モデルケース 4 (臨床保健科学領域)

大学院修了後、老人保健施設において通所・在宅サービス利用者に対する効果的な理学療法サービスの実践が期待されている。その中でも特に物理療法の導入により、利用者の心身の健康レベルと生活の質向上を図り、理学療法サービスの改善を目指すことが期待される者が選択する履修例である。論文テーマは、「通所施設利用者に対する物理療法の効果」である。

そこで、共通科目において、高齢者を対象とした理学療法学の基礎的素養として高齢者の身体面の理解を深めるために加齢医学特論を、在宅療養者を家族を含めた単位としてとらえ、理学療法を効果的に展開するために家族社会学特論を、高齢者に対する物理療法に関する海外の最新知見を学ぶために応用英語の計 6 単位を履修する。

専門科目においては、臨床保健科学領域の臨床理学療法学特論、臨床理学療法学演習、臨床保健学特別研究の計 14 単位に加え、高齢の通所施設利用者を対象とした研究の基礎的知識を深めるために高齢者理学療法学特論、地域理学療法学特論を、地域での活動において他職種との連携を図りながら研究と実践を展開するために地域看護学特論を選択する。

モデルケース 5 (臨床保健科学領域)

大学院修了後、老人専門病院の外科病棟において、手術・急性期治療を受ける高齢者の中でも、安全確保と治療遂行において困難事例となる認知症高齢者に対する専門的看護を提供するとともに、研究成果を活用した認知症高齢者に対する疼痛コントロールの標準化を図り、看護サービス向上、及び新卒者、臨地実習学生に対する教育者の役割を担うことが期待される者が選択する履修例である。論文テーマは、「手術を受ける認知症高齢者の疼痛アセスメントと疼痛コントロールに関する研究」である。

そこで、共通科目において、高齢者を対象とした看護学の基礎的素養として加齢医学特論を、

認知症高齢者と家族の人権を尊重した研究遂行と臨床実践に求められる倫理的視点を学ぶために医療倫理学特論を、認知症高齢者を家族を含めた単位としてとらえた看護を展開するために家族社会学特論を、認知症高齢者の急性期看護に関する海外の最新知見を学ぶために応用英語の計 8 単位を履修する。

専門科目においては、臨床保健科学領域の老年看護学特論、老年看護学演習、老年保健学特別研究の計 14 単位に加え、高齢者の周術期看護に必須の早期離床、リハビリテーションの知識を得るために高齢者理学療法学特論を、術後地域・在宅ケアに移行する対象に研究成果を活用するために、在宅看護学特論を選択する。

モデルケース 6 (地域保健科学領域)

大学院修了後、市町村保健センターの特定健康診査・特定保健指導に関わる部署のリーダーとして、健康診査・保健指導システムの整備に携わるとともに、研究成果を実践活動に応用し、プログラムの標準化を図る役割を担うことが期待される者が選択する履修例である。論文テーマは、「特定保健指導プログラムの標準化と評価ツールの開発」である。

そこで、共通科目において、市町村全体の保健活動の推進・運営・管理、及び検診データ、プログラム実践評価データの統計的手法を用いた分析に関する知識を深めるために医療運営・管理学特論、保健医療統計学特論を、保健指導プログラムの構築と標準化のための基礎的知識として教育学の計 6 単位を履修する。

専門科目においては、地域保健科学領域の地域看護学特論、地域看護学演習、地域保健学特別研究の計 14 単位に加え、関連領域である在宅看護学特論、在宅看護学演習を選択する。

(資料 9 履修モデル 1 ~ 6)

5. 研究指導の過程と方法

研究指導については、入学時から各自の関心のある研究課題について相談にのり、研究課題の決定に導く。何れの領域においても、専攻する領域や関連領域の講義、演習の中で育んだ実践的課題の中から実施可能な課題を選び、1 年次 2 月末までに修士論文のテーマ、研究計画書を提出する。2 年次は計画書にそって研究に取り組み、修士論文を作成させる。論文作成の過程においては、適宜指導教員からの面接指導を受けるとともに、必要に応じて論文内容に関連のある専門領域の教員の助言をうけ研究を遂行する。研究計画、遂行、公表にあたっては、2 年次 4 月に群馬パース大学大学院研究倫理委員会において、倫理的に配慮されているか否かの審査を経て実施させる。

(資料 10 群馬パース大学大学院研究倫理委員会規程)

6. 論文審査、修了試験及び公表方法

論文の提出は 2 年次の 12 月 20 日とする。

論文の審査と修了試験は、保健科学研究科委員会が選定した主審査教員 1 名と副審査教員 2 名で行う。この場合、指導教員を主審査教員及び副審査教員に選定することはできない。修了試験は提出論文の研究成果を中心として、これに関連ある科目、内容について口頭又は筆答によって行う。論文審査、修了試験の終了後、審査教員は論文審査の要旨及び修了試験の成績とともに可否の意見を添え、2 月 10 日までに審査報告書を保健科学研究科委員会に提出する。

保健科学研究科委員会は審査報告書に基づき 2 月末までに修士論文を発表させる。発表会は保健科学研究科教員の他、学部教員、関係する臨床施設等の保健医療職の参加のもとに行う。

また、修士論文における研究成果は、関連学会での発表後、学術雑誌、研究紀要等に投稿し、広く社会に公表させていきたい。

(資料 1 1 入学から修了までの履修・研究指導の具体的方法)

(資料 1 2 修士論文指導の過程)

7. 修了要件

修了要件は、本大学院に 2 年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文における研究成果の審査及び修了試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては優れた業績を上げた者については、1 年以上在学すれば足りるものとする。修了に必要な単位数は選択必修 30 単位以上とする。このうち、共通科目から 6 単位以上、指導教官の指定する各専門領域から 14 単位以上(特論 2 単位、演習 2 単位、特別研究 10 単位)の履修を必修とし、残りの 10 単位は共通科目又は専門科目から選択する。

ク 施設・設備等の整備計画

1. 校舎等施設の整備計画

保健科学研究科は、保健科学部・高崎キャンパスと同一校舎内に設置することとし、同校舎本部棟 2 階及び学生棟 2 階を主に研究科専用施設として使用する。なお、保健科学部設置時から将来構想を考慮した仕様建物であるため、大幅な改修等の工事は必要としない。

研究室(自習室)等施設に関しては、本研究科は収容定員を 12 名としていることから、授業形態等を考慮し小人数に対応した大学院研究科学生専用の研究室(自習室)等を配置した(資料 1 3)。

その他、実習室、情報処理 LL 教室、学生ホール等については、必要に応じて保健科学部との共用により利用できることとするが、時間割編成上は特に問題はない。

(資料 1 3 大学院学生の研究室(自習室)の面積及び収容可能人数)

2. 図書等の資料及び図書館の整備計画

(1) 図書館の蔵書数(高崎キャンパス・分館)

区分	図書	学術雑誌	電子ジャーナル
和書	8445	150	1(約 600 誌)
外国書	1517	32	1(約 600 誌)

(2) 図書館の利用時間

現行の開館時間は、平日 9 時 00 分から 20 時 00 分のみとなっているが、研究科設置に伴い、研究科の講義時間に合わせ、平日 9 時 00 分から 21 時 00 分、土曜日 9 時 00 分から 17 時 00 分に変更する。

また、本館である高山キャンパスの蔵書は常時分館から取り寄せることができる。

(3) 図書室等の資料の整備計画について

群馬パース学園短期大学から保健科学部に改組した時より、学部教育に必要な図書、雑誌及び視聴覚資料の整備を進めてきた。

また、幅広く看護学、理学療法学に必要な保健医療に関する統計資料や行政機関等の白書も継続して整備している。

本研究科では、看護並びに理学療法の実践者及び大学教育修了者が、さらに高い実践能力とリーダーシップを身につけ、高度な保健・医療の実践者となるよう育成することを目的としていることから、学部教育で蓄積してきた図書に加え、和書・外国書を問わず、より高度な専門書と専門雑誌、電子ジャーナル等を順次整備する予定である（資料 1 4）。

（資料 1 4 購入予定雑誌一覧 内国誌・外国誌）

(4) デジタルデータベース整備計画

図書館で稼働している図書館情報システム「情報館」により書誌情報は管理され、同システムは「NACSIS-CAT」と接続しており、これを利用してデータの品質を維持している。

(5) 電子ジャーナル整備計画

開設前年度から整備を開始する予定の電子ジャーナルは内国誌（メディカルオンライン）が約 600 誌、外国誌（CINAHL Plus with Full text）が約 600 誌配信されており、群馬パース大学図書館のホームページから閲覧できるように整備する。

(6) 図書館の教育研究のための機能等の整備状況

図書館の閲覧室は 2 4 席を配置している。

検索手法等については、「JDream」、「CiNii」を利用者自身が直接検索できる環境を整備している。

(7) 他の大学図書館との協力体制について

国立情報研究所（NII）が提供する「NACSIS-CAT」に参加しており、これを利用して各図書館との間で相互貸借サービスを行っている。

ケ 既設の学部との関係

専門科目の指導は、それぞれ対応する保健科学部の教員が担当する。修士論文の指導は、研究指導教員である教授が行う。

共通科目は、各科目に対応する保健科学部の教員が担当し、保健医療に関する倫理、運営管理、教育、統計等の科目は、各分野の理論・実践の専門家が担当する。

(資料15 既設学部との関係図)

コ 入学者選抜の概要

1. 受け入れる学生像

保健科学研究科の教育上の理念・目的は、看護並びに理学療法の実践者及び大学教育修了者が、修士課程での学習を通じて、さらに高い実践能力とリーダーシップを身につけ、高度な保健・医療の実践者として活躍する人材の育成である。また、本学の教育課程は保健医療分野における実践能力の高度化と基礎的研究能力の付与を図るよう編成されている。

そのため本学で受け入れる学生は、より高度な専門能力の修得を目指す看護学、理学療法学の実践者及び大学院修了後に実践の場で専門的能力を発揮しようとする学部卒業予定者とする。

2. 選抜体制

大学院入学試験委員会を設置し、入学者選抜を行う。

3. 選抜方法

原則として次の項目を満たす者について、学力試験と面接試験を行い選抜する。

学力試験科目は、次の通りとする。

外国語（英語）及び看護学、理学療法学から1科目選択、

受験については、次の項目が満たされる者とする。

【項目】

受験資格：

保健師、助産師、看護師、理学療法士の免許取得者及び当該年度に取得見込みの者
大学を卒業した者及び当該年度末に卒業見込みの者
あるいは、本学大学院が大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

大学卒業と同等以上の学力ありと認定する方法：

短期大学（看護学科、理学療法学科）、看護専修学校又は理学療法士養成学校を卒業し、保健師、助産師、看護師、理学療法士免許取得者で、実践経験5年以上を有する者に対して認定を行う。

認定は、入学試験の募集開始約2週間前に行うものとする。

(a) 提出書類

大学卒業と同等以上の学力認定申請書

履歴書 1通

成績証明書 1通

取得している保健師・助産師・看護師・理学療法士の免許証の写し 1通

(b) 認定審査

「大学卒業と同等以上の学力あり」の認定は、学力認定審査委員会において提出書類を総合して判定する。

学力認定審査委員会は、研究科長及び各領域の特別研究担当教授で構成する。

シ 大学院設置基準第 14 条による教育方法の実施

1. 昼夜開講制の適用

保健科学研究科は、保健医療の場で看護や理学療法の職にある者等が在職のまま大学院の正規の授業を受け、実践上の指導的役割及び教育研究を果たし得る学識と能力を培う機会が得られるよう、大学院設置基準第 14 条による昼夜開講制を適用する。

2. 修業年限

修業年限は 2 年とする。なお、在籍可能な年限は 4 年までとする。

3. 履修指導及び研究指導の方法

一般の入学生と同様とする。

4. 授業の実施方法

一般の入学生と同様とする。

5. 教員の負担の程度

昼夜開講制を適用し、土曜日その他休日に授業を開講する場合は、振り替え休日により対応することとし、教員の所定の労働時間を厳守する。

保健科学部看護学科及び理学療法学科の教員が保健科学研究科の授業及び研究指導も担当することに鑑み、双方に支障のない授業体制が取れるよう、月・水・金曜日の 18 時 00 分から 21 時 10 分、土曜日の 9 時 00 分から 21 時 10 分の時間帯に開講する時間割編成を行う。また、夏期、冬期において集中授業を行う。

6. 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置

(1) 図書館、情報処理 LL 教室の利用方法

現行の開館時間は、平日 9 時 00 分から 20 時 00 分のみとなっているが、研究科設置に伴い、研究科の講義時間に合わせ、平日 9 時 00 分から 21 時 00 分、土曜日 9 時 00 分から 17 時 00 分に変更する。

また、本館である高山キャンパスの蔵書は常時分館から取り寄せることができる。

情報処理 LL 教室については、図書館同様、平日 9 時 00 分から 21 時 00 分、土曜日 9 時 00 分から 17 時 00 分の間、保健科学部と共用で 55 台利用できる。

(2) 学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置

本学全てのキャンパスに設置されているグラウンド、体育館等全ての施設が利用できる。

また、夜間・土曜日等、通常事務職員の配置がない時間帯において勤務が生じた場合、振り替え休日により対応することとし、事務職員の所定の労働時間を厳守する。

7. 入学者選抜の概要

一般の入学生と同様とする。

チ 管理運営

管理運営に当たっては、研究科授業担当教授から研究科長を選出して、研究科授業担当教授により研究科委員会を組織する。委員会は毎月1回開催する。審議事項は教育課程の編成に関する事、学生の入学、退学、休学、除籍及び懲戒に関する事、課程の修了認定及び学位の授与に関する事、学生の厚生補導に関する事、専任教員の採用及び昇進並びに勤務成績の認定に関する事等である。それらの事務処理を円滑に行うために、大学院事務局を設ける。

ツ 自己点検・評価

1. 自己点検・評価の実施体制

研究科は、教育研究水準の改善・向上を図り、社会的使命を達成するため、群馬パース大学の自己点検・評価の一環として、全学体制で自己評価活動に取り組む。評価活動の事務は、「自己評価・認証評価作業部会」が担う。

2. 自己点検・評価の実施方法

基礎となる群馬パース大学保健科学部において構築・実施してきた自己評価活動の一環として、次の通り自己評価を実施する。

(1) 評価内容

(財)日本高等教育評価機構「大学評価基準」の「基準」「領域」「基準項目」及び「評価の視点」を用いる。

(2) 評価期間

評価期間は4カ年とする。

(3) 評価方法

評価指標と指標における目標、及び基準の設定

(財)日本高等教育評価機構「大学評価基準」の計73の「評価の視点」のうち、「2-2- 教育機能を十分に発揮させるための取組みがなされているか」等重点評価の対象と考える5つの視点については、達成度評価を行うこととし、評価指標及び同指標における評価期間終了時点での目標を設定する。これら以外の68の「評価の視点」は、基準評価を行うこととし、各視点について評価指標及び同指標において評価期間終了時点で本研究科の活動が満たしているべき基準状態を設定する。

データの収集

全「評価の視点」について、各指標又は基準に対応するデータとデータ作成担当部門を定める。評価期間開始年次から4カ年間毎年次、自己評価・認証評価作業部会の管理の下、それらデータを収集する。

評価の実施

評価期間開始後5年目に、蓄積された全データを用い、達成度評価及び基準評価によって、4カ年間の研究科の諸活動の質について自己評価を実施する。

3. 自己点検・評価結果の公表

評価期間開始後5年目には、自己評価を実施するとともに、その結果を以て「群馬パース大学・群馬パース大学大学院 自己評価報告書」(以下、自己評価報告書)を作成する。

自己評価報告書は、研究科の教育研究の関係者、関係団体・行政機関、全国の保健学分野の大学院に配布する。

4. 自己点検・評価結果の教育研究への還元

自己評価報告書は、研究科委員会で検討し、研究科としての方針の確認、さらに伸長させていくべき点、改善を要する課題の改善方策を構築し、実施に移す。

5. 認証評価機構による検証評価の対応

(1) 認証評価

評価期間開始後6年目に、前年に作成公表した自己評価報告書を以て、認証評価機関(財)日本高等教育評価機構の認証評価を受ける。

(2) 認証評価結果への対応と活用

認証評価の結果、指摘事項があった場合には、迅速に対応する。

また、認証評価結果は、研究科委員会で検討し、研究科の諸活動の質の向上に反映させる。

テ 情報の提供

1. 教育研究活動等の状況に関する情報提供の方法

教育研究活動等の状況に関する情報提供は、自己評価報告書、「群馬パース大学・群馬パース大学大学院年報」(以下、年報)及び群馬パース大学ホームページによって行う。

年報は、自己評価のためのデータ収集・蓄積の一環として、また、より十分な情報提供を行う

ため、さらに、教員の教育研究活動の促進向上の意図をも以て、毎年度作成発行してきた「群馬パース大学年報」に大学院の教育研究活動に関する情報を付加して構成する。年報は、研究科の教育研究の関係者、関係団体・行政機関、北関東の保健学分野の大学院に配布する。

2. 教育研究活動等の状況に関する情報提供の内容

(1) 自己評価報告書

自己評価報告書により、前項ツ 自己点検・評価 2.自己点検・評価の実施方法 (1)評価内容に記載した「評価の視点」に関する自己評価結果を公表し、情報を提供する。

(2) 年報

年報により、次の事項について情報提供を行う。

カリキュラム、前年度の各教員の教育活動の記録(全担当科目の実施結果とその自己検証結果)、前年度の各教員の研究活動の記録(刊行物、口頭発表、社会的教育活動、所属学会、学協会における役員委員等、国・地方自治体の委員委嘱等、特許、表彰、学位取得)、研究科各領域責任者による領域所属教員の前年度の教育活動と研究活動の総括

(3) 群馬パース大学ホームページ

ホームページ上に、次の事項について情報提供を行う。

大学院の理念・目的・目標、大学院の構成、教育課程、研究領域、教員、定員、取得学位、入学試験、修了後の活動、その他

ト 教員の資質の維持向上の方策

1. 担当組織

研究科委員会のもとに設置する自己点検評価委員が、教員の教育・研究指導能力の維持向上(FD)活動を併せて担当する。

2. 教員の教育・研究指導能力の維持向上(FD)活動

自己点検評価委員を要に、研究科として、教員の教育・研究指導能力の維持向上(FD)活動に組織的体系的に取り組む。

具体的には次のことを実施する。

(1) 協働活動・相互研鑽活動の記録と検証

研究科は、個々の教員が自らの裁量と努力によって自身の教育・研究指導に取り組むだけでなく、授業科目間の相互関連性をはじめ、教員間の教育・研究指導活動の相乗性・相互研鑽を進めることによって分野の教育・研究指導全体としての効果と、教員個々の教育活動・研究指導活動の質の維持向上を図る。そのために、研究科長のもと、年間を通じて教員間の協働活動・相互研

鑽活動を記録し、同記録を以て協働・相互研鑽とその有用性を検証する。検証の結果は、爾後の教育・研究指導活動の体制や制度運用に還元していく。教育・研究指導上の協働活動・相互研鑽活動としては、関連科目担当者間の授業科目の立案・実施・評価における協働、授業や研究指導への参加・参観とフィードバック（ピアレビュー）、授業や研究指導の参加補助を通じた助手等のOJT、学生の成果発表機会・学会発表予演会等への相互参加、保健学分野の教育方法・研究指導方法開発の共同研究の実施等、教員の研究の進捗状況や成果の報告検討会の開催等があり得る。

(2) 教育能力・研修指導能力向上のための研修機会の活用

学内でFD講習会を開催するとともに関連学会が実施提供する、教育能力・研修指導能力向上のための研修機会に関する情報を把握提供し、活用を奨励する。情報の把握・提供を担当する自己点検評価委員が年間を通じて、把握した外部情報を記録整理し、外部機関からの情報活用を計画的に行えるように配慮する。

(3) 成績評価基準の明示と厳格な成果評価・修了認定

教育活動の質と修士課程修了時における質を確保するため、各教員が、シラバスを通じて授業の到達目標、目標達成に向けた実施方法、授業計画、成績評価の基準と方法、修士論文の作成や審査に至る過程等を明示する。各教員が、前年度の全担当科目の成績評価の結果、修了認定の結果を年報に収録し、また、研究科長はそれらを検証し、年報の「教育活動の総括」の中にその検証結果を記載する。

(4) 研究成果創出の質量両面での一層の促進

教員の研究成果創出が質量両面で一層促進されるよう、年度当初に、各教員は研究科長に当該年度の研究計画と到達目標を提出し、年度末に責任者とともに目標達成度検証を行う。

資料目次

資料 ()	資料名
1	都道府県別受験者数・入学者数一覧
2	看護師等及び理学療法士養成校の推移
3	本学在学生出身県別 看護学研究科 修士課程・博士課程設置状況
4	学校法人群馬パース学園就業規則【抜粋】
5	労働契約書
6	第43回理事会議事録
7	第43回理事会添付資料 - 申請予定専任教員一覧
8	第44回理事会添付資料 - 追加申請予定専任教員
9	履修モデル1～6
10	群馬パース大学大学院研究倫理委員会規程
11	入学から修了までの履修・研究指導の具体的方法
12	修士論文指導の過程
13	大学院学生の研究室(自習室)の面積及び収容可能人数
14	購入予定雑誌一覧 (内国誌・外国誌)
15	既設学部との関係図

- 1 資料10...新規作成
- 2 資料11...資料名・内容ともに変更
(補正前の資料10、11を1つにまとめたもの)
- 3 資料12...資料内容のみ変更(資料名変更なし)

都道府県別受験者数・入学者数一覽

保健科学部 看護学科

都道府県	2005年度 3年生			2006年度 2年生			2007年度 1年生			合 計		
	受験者	合格者	入学者	受験者	合格者	入学者	受験者	合格者	入学者	受験者	合格者	入学者
北海道	1	0	0							1	0	0
青 森	1	1	1							1	1	1
岩 手	3	2	2	1	1	1				4	4	3
宮 城	4	0	0	1	1	1				5	2	1
秋 田	1	0	0	1	1	0	1	0	0	3	1	0
山 形	7	2	1	4	2	2	1	1	1	12	7	4
福 島	14	4	3	6	3	3	5	2	2	25	12	8
茨 城	14	3	3	5	2	2	4	0	0	23	7	5
栃 木	20	5	4	19	6	6	12	5	4	51	22	14
群 馬	103	37	36	110	48	43	110	72	51	323	200	130
埼 玉	22	4	3	14	6	6	10	6	3	46	22	12
千 葉	6	1	1							6	1	1
東 京	13	1	1	4	1	1	4	3	2	21	6	4
神奈川	2	2	1	3	1	1	3	2	1	8	6	3
新 潟	20	7	7	7	2	0	6	4	2	33	13	9
富 山	1	0	0	1	0	0	1	1	0	3	1	0
石 川	1	0	0	1	0	0				2	0	0
福 井												
山 梨	2	0	0				1	0	0	3	0	0
長 野	23	9	8	10	5	4	15	15	8	48	33	20
岐 阜	2	0	0							2	0	0
静 岡	8	4	4	5	2	2	3	3	2	16	11	8
愛 知	1	1	1	1	0	0				2	1	1
三 重				2	1	1				2	2	1
滋 賀	1	1	1							1	1	1
京 都												
大 阪	3	0	0							3	0	0
奈 良												
兵 庫												
和歌山												
岡 山				1	1	1				1	2	1
鳥 取												
島 根	1	0	0							1	0	0
広 島												
山 口				1	0	0				1	0	0
香 川												
徳 島	1	0	0							1	0	0
愛 媛												
高 知												
福 岡												
熊 本												
佐 賀												
大 分												
宮 崎	1	0	0							1	0	0
長 崎												
鹿 児 島												
沖 縄												
大 検				1	0	0				1	0	0
合 計	276	84	77	198	83	74	176	114	76	650	355	227

保健科学部 理学療法学科

都道府県	2005年度 3年生			2006年度 2年生			2007年度 1年生			合 計		
	受験者	合格者	入学者	受験者	合格者	入学者	受験者	合格者	入学者	受験者	合格者	入学者
北海道	5	0	0	1	1	1				6	1	1
青 森	4	0	0	2	0	0	2	0	0	8	0	0
岩 手	7	0	0	5	2	2	2	1	1	14	3	3
宮 城	7	1	1	1	0	0	9	7	4	17	8	5
秋 田	5	0	0				6	2	1	11	2	1
山 形	6	2	2	4	0	0	3	0	0	13	2	2
福 島	24	3	3	10	3	2	9	1	1	43	7	6
茨 城	31	5	5	17	4	4	9	4	2	57	13	11
栃 木	35	5	2	11	2	2	11	4	3	57	11	7
群 馬	86	23	21	123	28	28	87	47	33	296	98	82
埼 玉	32	5	5	28	7	7	18	6	4	78	18	16
千 葉	6	0	0	3	1	1	3	0	0	12	1	1
東 京	5	0	0	8	0	0	3	0	1	16	0	1
神奈川	6	1	1	3	0	0	1	0	0	10	1	1
新 潟	41	4	4	26	7	7	28	5	3	95	16	14
富 山	1	0	0							1	0	0
石 川	5	0	0							5	0	0
福 井	1	0	0	1	0	0				2	0	0
山 梨	10	1	1	1	0	0	2	0	0	13	1	1
長 野	32	6	6	17	8	8	12	7	6	61	21	20
岐 阜	3	0	0							3	0	0
静 岡	16	1	1	5	2	2	1	0	0	22	3	3
愛 知	8	0	0							8	0	0
三 重	4	0	0							4	0	0
滋 賀												
京 都	2	0	0	1	0	0				3	0	0
大 阪				1	0	0				1	0	0
奈 良												
兵 庫	6	0	0							6	0	0
和歌山	1	0	0	1	0	0				2	0	0
岡 山				1	0	0				1	0	0
鳥 取	1	0	0							1	0	0
島 根	1	0	0							1	0	0
広 島	5	0	0							5	0	0
山 口	1	0	0							1	0	0
香 川	1	0	0							1	0	0
徳 島												
愛 媛												
高 知												
福 岡	1	0	0							1	0	0
熊 本												
佐 賀												
大 分	1	0	1							1	0	1
宮 崎												
長 崎												
鹿 児 島												
沖 縄												
大 検	1	0	0	1	0	0				2	0	0
合 計	401	57	53	271	65	64	206	84	59	878	206	176

看護師等及び理学療法士養成校の推移

看護師等養成校

*年次

	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
保健師	103	109	128	141	147	148	151	153	168	173	183
助産師	101	107	116	123	124	127	128	132	144	146	147
看護師	1048	1063	1083	1087	1085	1064	1109	1097	1094	1093	1077
3年課程	607	620	640	654	664	663	661	662	675	683	701
2年課程	441	443	443	433	421	401	383	370	353	343	309
5年課程							65	65	66	67	67
計	1252	1279	1327	1351	1356	1339	1388	1382	1406	1436	1407

1) 募集停止 2 校を含む

理学療法士養成校

*年次

	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007*
4年制大学	9	10	12	16	18	20	25	31	35	41	54	67
3年制短大	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	4 ¹⁾
4年制学校	17	20	27	28	37	46	54	59	60	64	69	77 ²⁾
3年制学校	44	46	46	46	48	53	59	64	70	76	79	83 ³⁾
3年課程計	72	78	87	92	105	121	140	156	167	183	205	231

1) 募集停止 2 校を含む

2) 募集停止 2 校を含む

3) 募集停止 9 校を含む

本学在学生出身県別 看護学研究科 修士課程・博士課程設置状況

2008年2月1日現在

在学生 (3学年分) 出身県別	都道府県	設置 団体	学校名	学部名	学科名	郵便番号	住所1	住所2	大学院 修士	大学院 博士
130名	群馬県	国	群馬大学	医学部	保健学科 看護学専攻	371-8511	前橋市昭和町	3-39-22		
	群馬県	国	群馬県立県民健康科学大学	看護学部	看護学科	371-0052	前橋市上沖町	323-1	×	×
	群馬県	私	桐生大学	医療保健科学部	看護学科	379-2392	みどり市笠懸町阿左美	606-7	×	×
	群馬県	私	群馬バース大学	保健科学部	看護学科	377-0702	吾妻郡高山村中山	6859-251	×	×
	群馬県	私	上武大学	看護学部	看護学科	372-8588	伊勢崎市戸谷塚町	634-1	×	×
群馬県	私	高崎健康福祉大学	看護学部	看護学科	370-0033	高崎市中大類町	37-1	×	×	
20名	長野県	国	信州大学	医学部	保健学科 看護学専攻	390-8621	松本市旭	3-1-1		×
	長野県	国	長野県看護大学	看護学部	看護学科	399-4117	駒ヶ根市赤穂	1694		
14名	長野県	私	佐久大学	看護学部	看護学科	385-0022	佐久市岩村田	2384	×	×
	栃木県	私	国際医療福祉大学	保健学部	看護学科	324-8501	大田原市北金丸	2600-1		
	栃木県	私	自治医科大学	看護学部	看護学科	329-0498	河内郡南河内町薬師寺	3311-159		×
12名	埼玉県	私	獨協医科大学	看護学部	看護学科	321-0293	下都賀郡壬生町北小林	880	×	×
	埼玉県	国	埼玉県立大学	保健医療福祉学部	看護学科	343-8540	越谷市三野宮	820	×	×
	埼玉県	私	埼玉医科大学	保健医療学部	看護学科	350-0495	入間郡毛呂山町毛呂本郷	38	×	×
9名	埼玉県	私	巨白大学	看護学部	看護学科	339-0097	さいたま市岩槻区浮谷	320	×	×
	新潟県	国	新潟大学	医学部	保健学科	951-8518	新潟市旭町通1番町	757		
	新潟県	国	新潟県立看護大学	看護学部	看護学科	943-0147	上越市新南町	240		×
	新潟県	私	新潟医療福祉大学	健康科学部	看護学科	950-3198	新潟市北区鳥見町	1398		×
	新潟県	私	新潟青陵大学	看護福祉心理学部	看護学科	951-8121	新潟市水道町	1-5939-27	×	×
8名	福島県	国	福島県立医科大学	看護学部	看護学科	960-1247	福島市光が丘	1		×
8名	静岡県	国	浜松医科大学	医学部	看護学科	431-3192	浜松市半田山	1-20-1		×
	静岡県	国	静岡県立大学	看護学部	看護学科	422-8526	静岡市谷田	52-1		×
5名	静岡県	私	聖隷クリストファー大学	看護学部	看護学科	433-8558	浜松市三方原町	3453		×
	茨城県	国	筑波大学	医学部	看護学類	305-8577	つくば市天王台	1-1-1		×
	茨城県	国	茨城県立医療大学	保健医療学部	看護学科	300-0394	稲敷郡阿見町阿見	4669-2		×
4名	茨城県	私	茨木キリスト教大学	看護学部	看護学科	319-1295	日立市大みか町	6-11-1	×	×
	茨城県	市	つくば国際大学	医療保健科学部	看護学科	300-0051	土浦市真鍋	6-20-1	×	×
	山形県	国	山形大学	医学部	看護学科	990-9585	山形市飯田西	2-2-2		
	山形県	国	山形県立保健医療大学	保健医学部	看護学科	990-2212	山形市上柳	260		
4名	東京都	国	国立看護大学校	看護学部	看護学科	204-8575	清瀬市梅園	1-2-1	×	×
	東京都	国	東京大学	医学部	健康科学 看護学科	113-0033	文京区本郷	7-3-1		
	東京都	国	東京医科歯科大学	医学部	保健衛生学科	113-0034	文京区湯島	1-5-45		
	東京都	都	首都大学東京	保健福祉学部	看護学科	116-8551	荒川区東尾久	7-2-10		
	東京都	私	杏林大学	保健学部	看護学科	192-8508	八王子市宮下町	476		
	東京都	私	順天堂大学	医療看護学部	看護学科	113-8421	文京区本郷	2-1-1		×
	東京都	私	聖母大学	看護学部	看護学科	161-8550	新宿区下落合	4-16-11		×
	東京都	私	聖路加看護大学	看護学部	看護学科	104-0044	中央区明石町	10-1		
	東京都	私	帝京大学	医療技術学部	看護学科	173-0003	板橋区加賀	2-11-1	×	×
	東京都	私	東京医療保健大学	医療保健学部	看護学科	154-8568	世田谷区世田谷	3-11-3		×
	東京都	私	東京慈恵会医科大学	医学部	看護学科	182-8570	調布市国領町	8-3-1	×	×
	東京都	私	東京女子医科大学	看護学部	看護学科	162-8666	新宿区河田町	8-1		
	東京都	私	東邦大学	医学部	看護学科	143-0015	大田区大森西	4-16-20		×
	東京都	私	日本赤十字看護大学	看護学部	看護学科	150-0012	渋谷区広尾	4-1-3		
	3名	東京都	私	武蔵野大学	看護学部	看護学科	180-0014	武蔵野市関前	3-40-10	×
岩手県		国	岩手県立大学	看護学部	看護学科	020-0193	岩手県滝沢村滝沢字菓子	152-52		
神奈川県		国	神奈川県立保健福祉大学	保健福祉学部	看護学科	238-0013	横須賀市平成町	1-10-1		×
3名	神奈川県	市	横浜市立大学	医学部	看護学科	236-0027	横浜市金沢区瀬戸	22-2	×	×
	神奈川県	私	北里大学	看護学部	看護学科	228-0829	相模原市北里	2-1-1		×
	神奈川県	私	慶応義塾大学	看護医療学部	看護学科	252-8530	藤沢市遠藤	4411	×	×
	神奈川県	私	国際医療福祉大学	小田原保健医療学部	看護学科	250-8588	小田原市城山	1-2-25		
	神奈川県	私	昭和大学	保健医療学部	看護学科	226-8555	横浜市緑区十日市場	1865		×
1名	神奈川県	私	東海大学	健康科学部	看護学科	259-1193	伊勢原市下糶屋	143		×
	青森県	国	弘前大学	医学部	保健学科 看護学専攻	036-8203	弘前市本町	66-1		×
1名	青森県	国	青森県立保健大学	健康科学部	看護学科	030-0947	青森市大字浜館字間瀬	58-1		
	青森県	私	弘前学院大学	看護学部	看護学科	036-8577	弘前市稔町	13-1	×	×
	宮城県	国	東北大学	医学部	保健学科 看護学専攻	980-8574	仙台市青葉区星陵町	1-1	×	×
1名	宮城県	国	宮城大学	看護学部	看護学科	981-3298	黒川郡大和町字苑	1		×
	宮城県	私	東北福祉大学	健康科学部	保健看護学科	981-8522	仙台市青葉区国見1丁目	8-1	×	×
	千葉県	国	千葉大学	看護学部	看護学科	260-8672	千葉市中央区亥鼻	1-8-1		
	千葉県	私	三育学院大学	看護学部	看護学科	298-0297	夷隅郡大多喜町久我原	1500	×	×
	千葉県	私	淑徳大学	看護学部	看護学科	260-8703	千葉市仁戸名町	673	×	×
1名	千葉県	私	帝京平成大学	ヒューマンケア学部	看護学科	290-0171	市原市潤井戸	2289	×	×
	愛知県	国	名古屋大学	医学部	保健学科 看護学専攻	461-8673	名古屋市東区大幸南	1-1-20		
	愛知県	市	愛知県立看護大学	看護学部	看護学科	463-8502	名古屋市守山区大学上志段味字東谷			×
	愛知県	市	名古屋市立大学	看護学部	看護学科	467-8601	名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄	1		
	愛知県	私	愛知医科大学	看護学部	看護学科	480-1195	愛知郡長久手町岩作雁又	21		×
	愛知県	私	中部大学	生命健康科学部	保健看護学科	487-8501	春日井市松本町	1200	×	×
	愛知県	私	日本赤十字豊田看護大学	看護学部	看護学科	471-8565	豊田市白山町七曲	12-33	×	×
1名	愛知県	私	藤田保健衛生大学	衛生学部	衛生看護学科	470-1192	豊明市沓掛町田楽ヶ窪	1-98		×
	三重県	国	三重大学	医学部	看護学科	514-8507	津市江戸橋	2-174		×
	三重県	国	三重県立看護大学	看護学部	看護学科	514-0116	津市夢が丘	1-1-1		×
	三重県	私	四日市看護医療大学	看護学部	看護学科	512-8045	四日市市萱生町	1200	×	×
1名	滋賀県	国	滋賀医科大学	医学部	看護学科	520-2192	大津市瀬田月輪町			×
	滋賀県	国	滋賀県立大学	人間看護学部	人間看護学科	522-0057	彦根市八坂町	1900		×
1名	岡山県	国	岡山大学	医学部	保健学科	700-8558	岡山市鹿田町	2-5-1		
	岡山県	国	岡山県立大学	保健福祉学部	看護学科	719-1197	総社市窪木	111		×
	岡山県	私	川崎医療福祉大学	医療福祉学部	保健看護学科	701-0193	倉敷市松島	288		×
	岡山県	私	吉備国際大学	保健科学部	看護学科	716-8508	高梁市伊賀町	8		

学校法人群馬パース学園就業規則【抜粋】

第1章 総 則

(目 的)

- 第1条 この規則は、学校法人群馬パース学園（以下、「学園」という。）に勤務する教育職員及び事務職員（以下、「教職員」という。）の運営する事業に勤務する服務規律、労働条件その他の就業に関する事項を定めたものである。
- 2 この規則及びこれに付属する諸規程等に定めのない事項については、労働基準法その他の法令に定めるところによる。

(適用範囲)

- 第2条 この規則は、第2章で定める手続きにより採用された教職員に適用する。
ただし、契約教職員については、個別の労働契約書によるものとし、パートタイマー及びアルバイト（以下、「パートタイマー等」という。）については、別に定める「パートタイマー就業規則」によるものとする。

(規則遵守の義務)

- 第3条 学園及び教職員は、この規則及びこの規則の付属規程を遵守し、相互に協力して各自その責務を遂行し、積極的に事業の運営に努めなければならない。

第2章 採用及び異動

(中略)

第3章 定年・退職及び解雇

(定 年)

- 第33条 職員の定年は、満60歳に達した日以後の初めて到来する年度末までとする。
ただし、定年に達した者であって継続勤務を希望する場合は、希望者全員を1年毎に個別に結ぶ雇用契約により満65歳まで雇用する。

(退 職)

- 第34条 教職員が下記の各号の一に該当する場合は、その日を退職の日とし、当然に教職員としての身分を失う。

- (1) 死亡したとき
- (2) 自己の都合により退職を願い出て、承認されたとき
- (3) 定年に達したとき
- (4) 休職期間が満了しても復職できないとき
- (5) 関連会社に転籍したとき
- (6) 無断欠勤が2週間以上に及んで、懲戒解雇手続きを取らないとき

(退職手続き)

第35条 教職員が自己の都合で退職する場合は、退職の1ヶ月前から14日間以上の余裕をもって所定の退職届を提出するものとする。

- 2 前項の定めにより退職届を提出した者は、退職の日まで従前の業務に従事するとともに、所属長の指示に従い、必要事項の引継ぎを完全に行わなければならない。

(解雇)

第36条 教職員が下記の各号の一に該当した場合は、解雇することができる。

- (1) 精神又は身体の障害により、業務に耐えられない又は不完全な労務提供しかできないと認められるとき
- (2) 業務遂行能力又は能率が著しく劣り、改善を求められても改善せず又は改善の見込みがなく、他の職務に転換することができないとき
- (3) 協調性がなく、勤務態度が悪く、注意・指導しても改善の見込みがないとき
- (4) 特定の職種又は一定の能力を条件として雇入れたにも関わらず、その能力が不足していたり、適格でないと認められるとき
- (5) 事業の縮小又は廃止、予算額の減少その他事業の運営上やむを得ない事情により職員の減員が必要になったとき
- (6) 懲戒解雇に該当する事由があるとき
- (7) 傷病補償年金の受給権を得たとき
- (8) その他前各号に準ずるやむを得ない事由が生じ、職員として勤務させることが不相当と認められるとき

(解雇予告)

第37条 学園が前条により教職員を解雇する場合は、解雇する日の30日前に予告するか、あるいは平均賃金の30日分を支給し、即日解雇する。ただし、下記の各号に該当する場合は解雇の予告をせず、又解雇予告手当を支給することなく解雇する。

- (1) 天災地変その他やむを得ない事由のため事業の継続が不可能な場合で所轄労働基準監督署長の認定を受けたとき
- (2) 教職員の側に重大な責めがあるときにつき所轄労働基準監督署長の認定を受

けたとき

(3) 試用期間中の者を採用後 14 日以内に解雇するとき

2 前項の予告日数は、平均賃金の 1 日分を支払ったごとに、その日数分だけ短縮する。

(解雇の制限)

第38条 業務上の傷病による療養のため休職する期間及びその後 30 日間、並びに産前産後の女性職員が休職する期間及びその後 30 日間は解雇しない。ただし業務上の傷病の場合において、療養開始後 3 年を経過しても傷病が治癒せず、打切補償を支給したとき及び労働者災害補償保険の傷病補償年金の支給を受けることができるときは、解雇することができる。

(金品の返納)

第39条 教職員が退職又は解雇された場合は学園からの借入金、借入品、その他私立学校教職員共済加入者証等を、返納しなければならない。

(中略)

附則 この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規則の改正は、平成 14 年 11 月 21 日から施行し、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附則 平成 10 年 4 月 1 日制定の規則は、廃止する。

附則 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則 平成 14 年 11 月 21 日改正の規則は、廃止する。

附則 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則 平成 19 年 4 月 1 日改正の規則は、廃止する。

労働契約書

学校法人群馬パース学園 理事長 樋口克子(以下、「甲」という。)と_____ (以下、「乙」という。)
 とは、甲が開設する群馬パース大学の専任教員として乙を雇用するため、以下の通り契約する。
 乙は、群馬パース大学の建学の精神及び教育の理念、並びに甲の学校経営に関する運営方針を尊重し、職務上の上司の指示及び関連諸規則及び本学諸規定に従うとともに、教育者としての人格、見識をもって教育にあたらなければならない。

契約期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日																																				
勤務地																																					
従事する業務の種類																																					
勤務に関する事項	1. 所定労働日・休日・所定労働時間は1年単位の変形労働時間制を採用するものとする。 2. 休憩時間は労働時間が6時間を越え8時間以内の場合労働時間の途中に45分、8時間を越える場合は労働時間の途中に1時間とする。																																				
給与に関する事項	<table border="1"> <tr> <td>月額本俸</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>通勤手当</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>その他手当</td> <td colspan="8"></td> </tr> <tr> <td>() 手当</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td>円</td> </tr> </table> <p>給与締切日・・・ 毎月15日 給与支払日・・・ 毎月25日(ただし、給与支払日が金融機関の休日の場合は翌営業日とする。) 支払時の控除・・・ 社会保険料、所得税、住民税</p>	月額本俸								円	通勤手当								円	その他手当									() 手当								円
月額本俸								円																													
通勤手当								円																													
その他手当																																					
() 手当								円																													
賞与に関する事項	<table border="1"> <tr> <td>夏季賞与</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>冬季賞与</td> <td colspan="8"></td> </tr> </table>	夏季賞与								円	冬季賞与																										
夏季賞与								円																													
冬季賞与																																					
有給休暇に関する事項	20日間(夏季および年末年始休暇を含む。)																																				
契約更新の判断基準	甲と乙が労働契約を継続できない場合は、原則として6ヶ月前に文書によって相手方に通知するものとする。 甲が乙に対して契約を更新しない場合の判断基準は以下の通りとする。 ・乙の勤務成績、勤務態度、学園への貢献度、学生からの信頼 ・学園の経営状況																																				
備考	上記以外の服務規律、労働条件については、学校法人群馬パース学園就業規則を準用する。 ただし、就業規則第1条、第2条、第7条、第8条、第13条、第14条、第23条、第32条、第33条、第44条、第46条については適用しない。 契約期間中の昇給はないものとする。																																				

*この契約書に疑義又は変更を要する事項が生じた場合は、甲・乙協議するものとする。

上記契約の証として、本契約書2通を作成し、各々その1通を所持するものとする。

平成 年 月 日

甲

群馬県高崎市岩押町5 - 4
 学校法人 群馬パース学園
 理事長 樋口 克子

印

住所

乙

氏名

印

第 43 回理事会(役員会)議事録
【学校法人 群馬パース学園】

1. 日 時 平成 20 年 3 月 27 日 (木) 13 時 00 分より
2. 場 所 高山キャンパス 役員室
3. 理事現在数 6 名 (理事定数 6 名 寄附行為第 5 条第 1 項 1 号)
4. 出席理事 5 名 樋口克子、小林 功、樋口奈津子、
永田榮一、石井 満
5. 欠 席 1 名
6. 出席監事 2 名 割田良次 土田喜八
7. 議 案

第一号議案 法人の近況報告

- (1) 平成 20 年度入学者選抜試験結果について
- (2) 平成 19 年度保健師国家試験結果について
- (3) 大学院設置準備委員会経過報告
- (4) 群馬パース大学後援会の設立について
- (5) 寄附金の応募状況について
- (6) 専門学校教員の採用について(三村規 20. 3. 1 付け)
- (7) 平成 20 年 3 月 31 日付け退職予定教職員について
- (8) 助手から助教への昇任について

第二号議案 評議員の選任について

第三号議案 群馬パース学園短期大学名誉教授規程の一部改正について

第四号議案 群馬パース学園短期大学名誉教授称号授与について

第五号議案 学校法人群馬パース学園平成 20 年度方針について

第六号議案 平成 20 年度予算(案)について

第七号議案 学校法人群馬パース学園就業規則等の一部改正について

第八号議案 短期大学廃止認可申請に係る件

- (1) 群馬パース学園短期大学廃止認可申請(案)について
- (2) 群馬パース学園短期大学保健師学校の指定取消申請(案)について
- (3) 学校法人群馬パース学園寄附行為変更認可申請(案)について
- (4) 群馬パース学園短期大学学則の廃止について

第九号議案 群馬パース福祉専門学校介護福祉学科Ⅱ部養成校の指定取消しについて

第十号議案 群馬パース大学大学院保健科学研究科(修士課程)設置認可申請に係る件

- (1) 群馬パース大学院の入学定員について
- (2) 群馬パース大学院教員の年齢構成と定年の取扱いについて

第十一号議案 平成 20 年度新規採用教員について

第十二号議案 平成 20 年度客員教授について

第十三号議案 新キャンパス設置のための用地取得について

8. 議事の経過及び結果

議事に先立ち、理事長より寄附行為第15条第7号により、議長を務める旨を諮ったところ満場一致で承認された。

議長は、寄附行為第15条第9項に規定する理事の半数以上の出席を確認し、所定の定足数に達したので開会を宣し、さらに議事録署名人は、出席理事全員とする旨が会議に伝えられた。

各議案の審議の要領及び賛否の結果は以下のとおりである。

第一号議案 法人の近況報告

(1) 平成20年度入学者選抜試験結果について

①群馬パース大学保健科学部入学者選抜結果

事務局から資料に基づき、看護学科志願者116名、受験者100名、合格者71名、61名が入学手続きを終了しており、倍率1.4倍であった。理学療法学科は、志願者187名、受験者169名、合格者55名、入学手続き者52名であり、倍率3.4倍であった旨報告があった。

②群馬パース福祉専門学校入学者選抜結果

事務局から資料に基づき、志願者22名、受験者22名、合格者22名であり、合格者全員が入学手続きを終了したとの報告があった。

(2) 平成19年度保健師国家試験結果について

事務局から資料に基づき、保健師国家試験受験者28名、合格者28名、合格率100%であったとの報告があった。(全国平均91%) また、本年度を以て、短期大学を閉学する予定であることから、卒業生数に対する国家試験合格率等について報告があった。

- ・看護学科(7期)卒業生562名、看護師国家試験合格者542名、合格率96.4%(本年度19名が国家試験を受験し、11名が合格、同時に岩手県等の准看の資格を取得している者もいる。)
- ・地域看護学専攻科(7期)卒業生173名、保健師国家試験合格者172名、合格率99.4%。
- ・理学療法学科(3期)卒業生122名、理学療法士国家試験合格者118名、合格率96.7%。(国家資格未取得者4名、うち3名が本年度国家試験を受験、合格発表は平成20年4月7日)

(3) 大学院設置準備委員会経過報告

委員長から、平成20年2月19日(火)文部科学省と大学院設置申請に伴う事前打ち合わせを行なった。今後は平成20年4月中旬に再度文部科学省と打ち合わせした後、平成20年5月に設置申請予定であるとの報告があった。

(4) 群馬パース大学後援会の設立について

事務局から資料に基づき、平成20年2月23日(土)設立総会が開催され、13名の役員が選出された。会則並びに平成20年度事業計画も同時に承認され、群馬パース大学後援会が発足した旨報告があった。

後援会の名称について、「保護者後援会」とあるが、保護者のみならず広く大学を後援していくことを目的とし、今後は保護者を削除した名称とする方向性で検討してはどうかとの意見があり、後援会役員に提案することが了承された。

(5) 寄附金の応募状況について

事務局から平成20年3月25日現在の寄附金応募状況について、資料に基づき説明があり、寄附金募集は、役員をはじめとして積極的に協力し、大学を盛り立てて行くことの提案がなされ一同の賛同を得た。

(6) 専門学校教員の採用について

事務局から専門学校専任教員(社会福祉概論・老人福祉論)として、三村規氏を平成20年3月1日付けで採用した旨報告があった。

(7) 平成20年3月31日付け退職予定教職員について

事務局から次のとおり退職予定者(5名)の報告があった。

- ・梅林奎子 看護学科 教授 専攻科長
- ・富田和秀 理学療法学科 講師
- ・今井芳明 専門学校 専任教員
- ・小林洋子 専門学校 専任教員
- ・衣川 隆 事務局 総務課員

(8) 助手から助教への昇任について

事務局から学校教育法改正により設けられ助教として、教員審査を通った次の6名について、平成20年4月1日付け昇任が認められたとの報告があった。

- ・看護学科 王 麗華 萩原英子 小林和成 青柳直樹 馬醫世志子
- ・理学療法学科 加藤仁志

理事長から議事の進行上、第二号議案の前に第十三号議案について説明したいとの提議があり、了承された。

第十三号議案 新キャンパス設置のための用地取得について

理事長から検討中であった新キャンパス建設用地について、高崎市問屋町に決定したい旨の提案がなされた。取得候補地の立地条件等の詳細な説明があり、審議の結果、新キャンパス設置のための用地を取得することが承認された。

第二号議案 評議員の選任について

理事長から平成19年10月4日付けで評議員を辞任した樋口朋幸氏の後任として、峯岸祥子氏の紹介並びに説明があり、峯岸祥子氏の評議員就任が承認された。(任期 平成20年3月27日～平成22年3月31日)

第三号議案 群馬パース学園短期大学名誉教授規程の一部改正について

理事長から学校教育法の改正による群馬パース学園短期大学名誉教授規程の一部改正(案)について説明があった。

第1条の改正に伴い、第2条の条項に不適切な箇所があるとの指摘があり、訂正することが承認された。(第2条(1)・(2)の「大学」を「本学」に訂正する。)なお、短期大学の閉学に伴い、今回審議した名誉教授規程を含め、群馬パース学園短期大学規程の廃止については、次回(第44回評議員会)に提議するとの報告があった。

第四号議案 群馬パース学園短期大学名誉教授称号授与について

理事長から本年度を以って退職予定の「梅村奎子教授」に本学開学当初からの貢献や地域看護学専攻科長としての功績を称え、群馬パース学園短期大学名誉教授の称号を授与したいとの提案があり承認された。

第五号議案 学校法人群馬パース学園平成 20 年度方針について

理事長から資料に基づき説明があり、教育理念に基づいた政策や中・長期計画の方針が示された。

学長から「群馬パース大学の方針(案)」を「建学の精神に基づく人材の育成」とし、学生確保のための入試制度の改革を第一に掲げ、教育(学生の資質向上、国家試験対策の充実、大学院設置に向けての準備)、研究(研究実施体制の確立、保健医療機関と連携した共同研究の充実)、社会貢献(地域と連携した保健医療活動の支援等)等について説明があった。

専門学校校長から「群馬パース福祉専門学校の方針(案)」について、介護福祉士養成校に関する制度変更に対する積極的対応(新教育課程の変更、国家試験導入に伴う早期対応)等、学生の確保と資質向上(接遇指導の充実)、教員の学生指導の充実、介護技術講習会開催等による地域貢献につき説明があった。

学校法人群馬パース学園平成 20 年度方針につき、審議の結果承認された。

第六号議案 平成 20 年度予算(案)について

事務局から平成 20 年度予算(案)について資料の「消費収支予算書」に基づき、消費収入、消費支出の詳細な説明があった。

理事長から資料の「主要財務比率(消費収支予算書)」に基づく規模別、地区別、系統別の他大学法人との比較や平成 20 年度予算(案)額を基にした「帰属収支差額比率」について説明があり、審議の結果、原案通り平成 20 年度予算(案)が承認された。

第七号議案 学校法人群馬パース学園就業規則等の一部改正について

事務局から資料に基づき、主な改正(案)の概要につき説明があった。

(1) 学校法人群馬パース学園就業規則

- ① 第 2 条 就業規則の適用範囲から契約教職員を除く。
- ② 第 13 条 専門学校Ⅱ部の廃止により、勤務時間を変更。
- ③ 第 33 条 就業規則に定年を定めることにより、「定年規程」を廃止。

(2) 学校法人群馬パース学園パートタイマー就業規則

- ① 労働基準法改正に伴うパートタイマー就業上の規則改正。

(3) 学校法人群馬パース学園育児・介護休業規程

- ① 既存の「育児休業規程」と「介護休業及び介護短時間勤務に関する規程」を一本化した。

就業規則等の一部改正(案)につき承認され、労働基準監督署に届出をすることとされた。

第八号議案 短期大学廃止認可申請に係る件

- (1) 群馬パース学園短期大学廃止認可申請(案)について
- (2) 群馬パース学園短期大学保健師学校の指定取消申請(案)について
- (3) 学校法人群馬パース学園寄附行為変更認可申請(案)について
- (4) 群馬パース学園短期大学学則の廃止について

本年度の地域看護学専攻科の修了を以って短期大学を閉学することから、事務局より文部科学省の指定様式に沿って作成した資料(申請書案)に基づき説明があり、審議の結果、原案通り承認された。また、群馬パース学園短期大学学則を廃止する規程についても承認され、文部科学省等への申請手続きを進めることとされた。

第九号議案 群馬パース福祉専門学校介護福祉学科Ⅱ部養成校の指定取消しについて

本年度最終学年の卒業を以って介護福祉学科Ⅱ部を廃止することから、事務局より資料の「介護福祉士養成施設等指定取消に関する申請書」に基づき説明があり、原案通り承認され、厚生労働省へ申請することとされた。

第十号議案 群馬パース大学大学院保健科学研究科(修士課程)設置認可申請に係る件

(1) 群馬パース大学院の入学定員について

事務局から資料の「大学院設置基本計画書」に基づき説明があり、先の「第 41 回理事会(役員会)(平成 19 年 10 月 4 日)」において継続審議となった入学定員について、原案通り「入学定員 6 名・収容定員 12 名」で申請したいとの意向があり、審議の結果、承認された。

(2) 群馬パース大学院教員の年齢構成と定年の取扱いについて

本法人で定める教育職員については、全て単年度契約の専任教員であり、就業規則の定年が全員該当しないこととなっている。労働契約書上は全教員とも法人と教員の双方に異存がない限り自動更新となっている。自動更新となっているとは言え、全教員が単年度契約になっているため、大学院の完成年度である平成 22 年度(平成 23 年 3 月)までは大学院に係る全教員の雇用を確保しなければならない。そのため、資料の大学院に係る 35 名の全教員について、平成 23 年 3 月まで雇用を継続することが必要となり、審議の結果、承認された。

第十一号議案 平成 20 年度新規採用教員について

事務局から平成 20 年 4 月 1 日付け新規採用予定の教員 2 名について説明があり、承認された。

- ・真砂涼子 看護学科 准教授 基礎看護学
- ・柴崎由佳 看護学科 助手 成人看護学

第十二号議案 平成 20 年度客員教授について

事務局から平成 20 年度客員教授として、次の 6 名に委嘱したいとの提案があり、承認された。(平成 20 年 4 月 1 日付け 委嘱期間 1 年)

- ・石井 満 保健統計基礎
- ・奥田佳朗 医学概論
- ・井埜利博 小児病態学
- ・柳澤 健 徒手系理学療法学
- ・岸 紘一郎 総合臨床実習等
- ・牛島義雄 臨床検査



以上をもって議案を議了したので、議長は他に議案がないか一同に諮ったところ特段動議がなく、閉会を宣した。

上記議事録が正確なることを証するため次のとおり署名する。


平成 20 年 3 月 27 日

署名人


議長

樋口克子  

理事

小林 功 


理事

石井 一 

理事

永田 榮一 

理事

樋口 奈津子 

群馬パース大学大学院保健科学研究科
申請予定専任教員一覧

個人調書番号	職名	氏名	年齢 開設時の満年齢
1	教授	小林 功	73
2	教授	大野 絢子	71
3	教授	牛込 三和子	68
4	教授	齋藤 和子	73
5	教授	城生 弘美	52
6	教授	伊藤 まゆみ	50
7	教授	矢島 正栄	44
8	教授	松澤 正	73
9	教授	高橋 正明	61
10	教授	青山 正征	70
11	教授	栗田 昌裕	57
12	教授	武田 淳史	56
13	教授	内藤 和美	51
14	准教授	早川 有子	60
15	准教授	木内 妙子	52
16	准教授	小林 亜由美	44
17	准教授	真砂 涼子	38
18	准教授	江口 勝彦	47
19	准教授	浅田 春美	43
20	准教授	澤田 只夫	61
21	准教授	近藤 照彦	50
22	准教授	浅見 知市郎	46
23	講師	兔澤 恵子	57
24	講師	北林 司	48
25	講師	鈴木 珠水	39
26	講師	柴田 雅祥	44
27	講師	目黒 力	41
28	講師	岡崎 大資	35
29	講師	杉田 雅子	54
30	助教	小林 和成	30
31	助教	萩原 英子	32
32	助教	王 麗華	40
33	助教	青柳 直樹	38
34	助教	馬醫 世志子	34
35	助教	加藤 仁志	34

* 上記の専任教員について、大学院教員審査で判定可を受けた教員は、平成23年3月まで雇用契約を継続する。

群馬パーズ大学大学院保健科学研究科
追加申請予定専任教員

個人調書番号	職名	氏名	年齢 開設時の満年齢
26	講師	蛭間 基夫	40

* 上記の専任教員について、大学院教員審査で判定可を受けた教員は、平成23年3月まで
で
雇用契約を継続する。

履修モデル 1 ~ 6

モデルケース 1

1. 経歴、主領域、論文テーマ、及び修了後に期待される役割

経 歴	大学看護学科卒業直後
主たる領域	基礎保健科学領域
論文テーマ	看護師の行う身体診査法（フィジカル・アセスメント）の技術開発に関する研究
修了後の役割	総合病院看護部門スタッフとして、研究成果を臨床実践に活かすとともに、若手看護師、臨地実習学生のロールモデルとしての役割を果たす。また、研究を継続し、身体診査法（フィジカル・アセスメント）の技術の確立と普及を図ることにより、病院における看護サービスの向上を目指す。

2. 履修例

領 域	科 目	単位数	
共通科目（必修）	保健学特別セミナー	2	
共通科目（選択）	医療倫理学特論	2	
	人体の構造と機能学特論	2	
	加齢医学特論	2	
	応用英語	2	
専門科目	基礎看護学特論	2	
	基礎看護学演習	2	
	基礎保健学特別研究	10	
	臨床保健科学領域	成人看護学特論	2
	老年看護学特論	2	
	地域保健科学領域	在宅看護学特論	2
合 計	11科目	30	

モデルケース2

1. 経歴、主領域、論文テーマ、及び修了後に期待される役割

経 歴	短期大学理学療法学科卒業。総合病院における臨床経験5年。
主たる領域	基礎保健科学領域
論文テーマ	股関節疾患患者のバランス保持戦略に関する研究
修了後の役割	病院のリハビリテーション部門の主任として、入院・外来・在宅患者に対する理学療法の実践、及びリハビリテーションサービスの向上（新人及び学生の臨床教育を含む）などの業務に当たる。

2. 履修例

領 域		科 目	単位数
共通科目（必修）		保健学特別セミナー	2
共通科目（選択）		医療運営・管理学特論	2
		人体の構造と機能学特論	2
		保健医療統計学特論	2
		教育学	2
専門科目	基礎保健科学領域	基礎理学療法学特論	2
		基礎理学療法学演習	2
		基礎保健学特別研究	10
	臨床保健科学領域	高齢者理学療法学特論	2
	地域保健科学領域	地域看護学特論	2
地域理学療法学特論		2	
合 計		11科目	30

モデルケース3

1. 経歴、主領域、論文テーマ、及び修了後に期待される役割

経 歴	四年制大学卒業。特定機能病院における看護師業務経験 2 年。
主たる領域	臨床保健科学領域
論文テーマ	A L S 療養者と家族の人工呼吸器装着に関する情報取得と意思決定の過程
修了後の役割	大学病院神経内科病棟における、難病患者と家族に対する専門的看護実践と、研究成果に基づいた継続看護支援プログラム作成の推進、及び新入職看護師に対する教育の役割を担う。

2. 履修例

領 域		科 目	単位数
共通科目（必修）		保健学特別セミナー	2
共通科目（選択）		医療倫理学特論	2
		人体の構造と機能学特論	2
		家族社会学特論	2
		教育学	2
専門科目	基礎保健科学領域	基礎看護学特論	2
	臨床保健科学領域	成人看護学特論	2
		成人看護学演習	2
成人保健学特別研究		1 0	
	地域保健科学領域	地域看護学特論	2
		在宅看護学特論	2
合 計		1 1 科目	3 0

モデルケース4

1. 経歴、主領域、論文テーマ、及び修了後に期待される役割

経 歴	四年制大学卒業。老人保健施設における理学療法業務経験2年。
主たる領域	臨床保健科学領域
論文テーマ	通所施設利用者に対する物理療法の効果
修了後の役割	通所施設や在宅における理学療法の実践。特に、物理療法の導入による利用者の心身の健康向上、生活の質の向上を目指した理学療法を実践する。また、通所施設や在宅における理学療法サービスの改善に関する業務に当たる。

2. 履修例

領 域	科 目	単位数	
共通科目（必修）	保健学特別セミナー	2	
共通科目（選択）	加齢医学特論	2	
	家族社会学特論	2	
	応用英語	2	
専門科目	基礎保健科学領域	基礎理学療法学特論	2
	臨床保健科学領域	臨床理学療法学特論	2
		臨床理学療法学演習	2
		臨床保健学特別研究	10
高齢者理学療法学特論		2	
地域保健科学領域	地域看護学特論	2	
	地域理学療法学特論	2	
合 計	11科目	30	

モデルケース5

1. 経歴、主領域、論文テーマ、及び修了後に期待される役割

経歴	短期大学看護学科卒業。老人専門病院の外科病棟における臨床経験5年。
主たる領域	臨床保健科学領域
論文テーマ	手術を受ける認知症高齢者の疼痛アセスメントと疼痛コントロールに関する研究
修了後の役割	研究成果を活かした、急性期治療を受ける認知症高齢者に対する専門的看護を提供するとともに、若手看護師、臨地実習学生のロールモデルとしての役割を果たす。また研究を継続し、認知症高齢者に対する疼痛コントロールの標準化を図り、病院における看護サービスの向上を目指す。

2. 履修例

領域		科目	単位数
共通科目（必修）		保健学特別セミナー	2
共通科目（選択）		医療倫理学特論	2
		加齢医学特論	2
		家族社会学特論	2
		応用英語	2
専門科目	基礎保健科学領域		
	臨床保健科学領域	老年看護学特論	2
		老年看護学演習	2
老年保健学特別研究		10	
精神看護学特論		2	
高齢者理学療法学特論		2	
地域保健科学領域	在宅看護学特論	2	
合計		11科目	30

モデルケース 6

1. 経歴、主領域、論文テーマ、及び修了後に期待される役割

経 歴	看護大学卒業後、市町村保健センターの保健師としての経験 5 年
主たる領域	地域保健科学領域
論文テーマ	特定保健指導プログラムの標準化と評価ツールの開発
修了後の役割	市町村保健センターの特定健康診査・特定保健指導に関わる部署のリーダーとして、当該市町村における健康診査・保健指導システムの整備に携わるとともに、特定保健指導プログラム及び評価ツールの実践活用に関する研究を継続して行う。

2. 履修例

領 域	科 目	単位数	
共通科目（必修）	保健学特別セミナー	2	
共通科目（選択）	医療運営・管理学特論	2	
	保健医療統計学特論	2	
	教育学	2	
専門科目	基礎保健科学領域 基礎看護学特論	2	
	臨床保健科学領域 成人看護学特論	2	
	地域保健科学領域	地域看護学特論	2
		地域看護学演習	2
		在宅看護学特論	2
在宅看護学演習		2	
	地域保健学特別研究	10	
合 計	11 科目	30	

群馬パース大学大学院研究倫理委員会規程

(目的および設置)

第1条 群馬パース大学大学院(以下「本大学院」という。)で行われる研究(以下「研究」という。)について、「ヘルシンキ宣言」を、人に係るあらゆる研究に通底する原則ととらえ、同宣言の趣旨に沿った倫理的配慮を図ることを目的として、研究機関の長(以下、「学長」という。)の下に、本大学院に研究倫理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任 務)

第2条 前条の目的を達成するため、委員会は、次の各号について審議及び審査するものとする。

- (1) 本大学院における研究倫理のあり方に係る基本的事項
- (2) 本大学院学生が提出する研究計画書の科学的・倫理的妥当性に係る事項

(構 成)

第3条 委員会には、委員長を置く。

- 2 委員長は、研究科委員会で選出するものとする。
- 3 委員会は、研究科委員会において承認された、次の委員をもって構成する。
 - (1) 専任教員5名(ただし、委員長を除く。)
 - (2) 学外の有識者1名以上
- 4 前項に示す委員は研究倫理、医学・医療、法律学の専門家等の人文・社会科学についての学識を有する者及び一般の立場を代表する者を含み、男女両性で構成されなければならない。

(任 期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(開 催)

第5条 委員会は、必要の都度、開催する。

- 2 委員会は、委員長が招集する。
- 3 委員長は、委員会を組織し、その議長となる。ただし、委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が議長の業務を行う。
- 4 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

- 5 委員会の議事については記録を作成し、保存するものとする。
- 6 委員会の議事要旨は公開されなければならない。ただし、議事要旨のうち研究対象者の人権、研究の独創性、知的財産権の保護または競争上の地位の保全のため非公開とすることが必要な部分については、この限りではない。
- 7 委員会の審議の結果は、研究科委員会に報告するものとする。

(定足数)

第6条 委員会は、委員の過半数をもって成立する。

- 2 議決を要する事項は、出席委員の過半数の賛成をもってこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(研究計画書の審査)

第7条 本大学院学生が修士論文に係る研究を実施しようとするときは、研究に先立って、研究指導教員の責任のもとに、学長に研究計画書を提出するものとする。

- 2 学長は提出された研究計画書を、速やかに委員会の審査に付議するものとする。
- 3 審査は、書面審査を原則とする。
- 4 審査対象となる研究に係る委員は、出席させないものとし、その数は構成員から除く。
- 5 委員会が必要と認めた場合には、学長、構成委員以外の専任教員、または研究実施者に出席を求め、研究計画書の内容について説明または意見を聴くことができる。
- 6 委員長は、研究科委員会を経て審査結果を学長に報告し、学長は、委員会の意見に基づいて当該研究計画の許可又は不許可を決定し、審査結果通知書により研究指導教員に通知する。ただし、継続審査を必要とするものについては、この限りではない。

(研究計画書の再審査)

第8条 審査の結果に異議のある場合、研究実施者は、審査結果通知書の受理後2週間以内に、理由書を添え、学長を通じて委員会に再審査を求めることができる。

(状況報告)

第9条 研究実施者は、研究が数年にわたる場合には、学長を通じて研究実施状況報告書を委員会に提出しなければならない。

- 2 前項において研究実施状況報告書の提出時期については、研究計画書に記載した時期を委員会において審議し、認めた時期とする。
- 3 研究実施者は、研究対象者の危険または不利益が生じたときは、直ちに学長を通じて委員会に報告しなければならない。
- 4 委員会は、研究実施者から第1項または第3項の規定により研究実施状況報告書の提出または報告を受けたときは、学長に対し、当該研究計画の変更、中止その他の必要

な意見を述べることができる。

- 5 前項において、学長は委員会の意見を尊重し、当該研究計画の変更、中止その他の必要な事項を決定しなければならない。

(結果報告)

第10条 研究実施者は、研究の終了後遅滞なく、学長を通じて委員会に研究結果の概要を報告しなければならない。

(守秘義務)

第11条 委員は、職務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

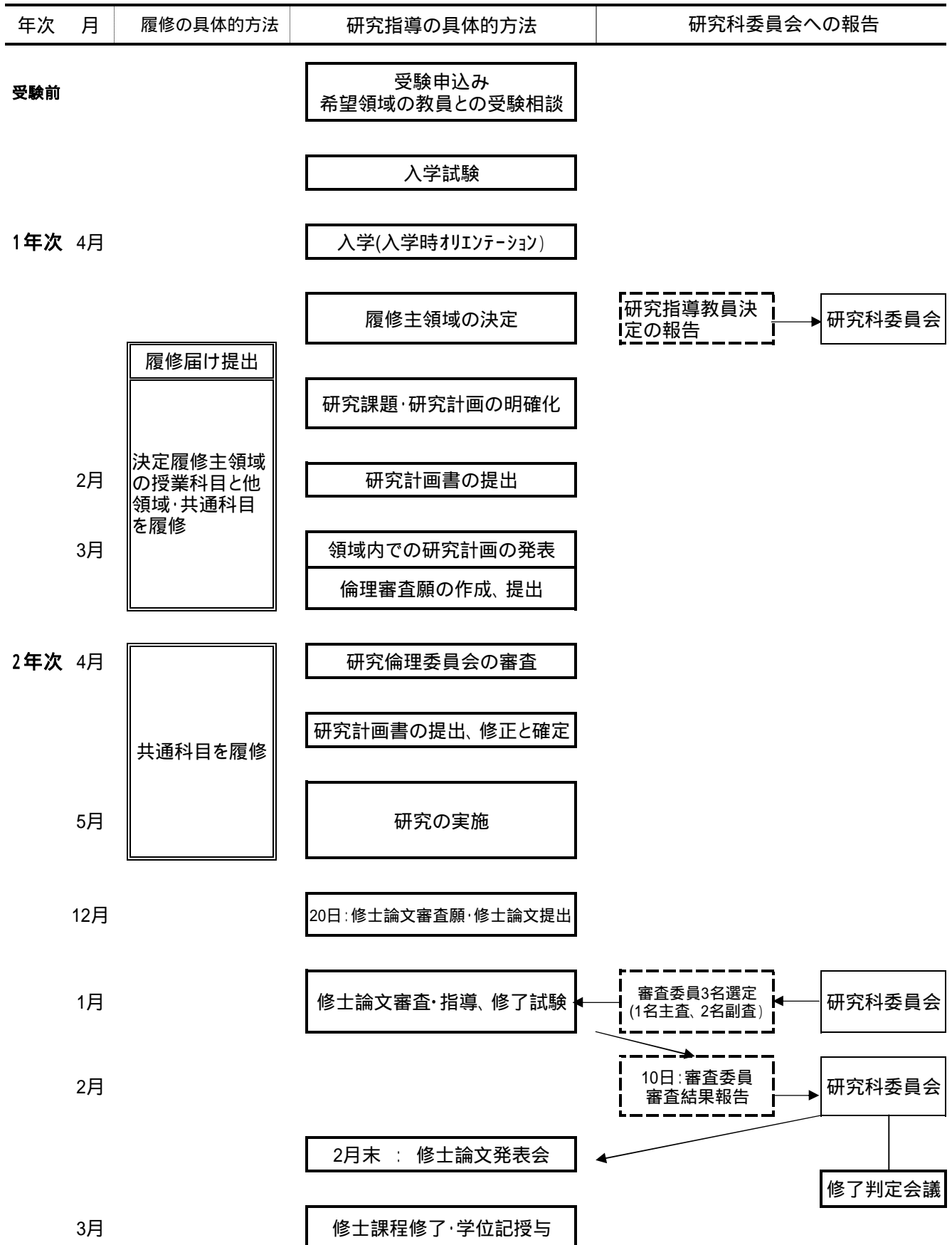
第12条 委員会の庶務は総務課がこれを行う。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、研究科委員会の議を経てこれを行う。

附則 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

入学から修了までの履修・研究指導の具体的方法



修士論文指導の過程

授業の進行	期	月・日	論文指導過程
共通科目 専門科目 特論 共通科目(集中)	1 年前期	4月	入学 入学時オリエンテーション 履修指導 修士論文作成・審査までのプロセスの説明
共通科目 専門科目 演習 共通科目(集中)	1 年後期	2月 3月	研究課題・研究計画の明確化 研究計画書提出(指導教員指導計画書添付) 研究計画書審査 領域内での研究計画の発表、指導・修正 倫理審査願の作成、提出
共通科目 専門科目 特論 特別研究 共通科目(集中)	2 年前期	4月 5月	2年次オリエンテーション 修士論文作成に関する説明 研究倫理委員会の審査 研究計画書の提出、修正と確定 研究の実施
特別研究	2 年後期	12月20日 1月 2月 2月末 3月初旬 3月末	修士論文審査願、修士論文(審査用)提出 修士論文審査委員決定(主査1名、副査2名) 修士論文審査・指導、修了試験 修士論文(本論文)提出 修士論文発表会 修了判定会議 修士論文(保存用)提出 修士課程修了・学位記授与

大学院学生の研究室（自習室）の面積及び収容可能人数

室 名	面積(m ²)	室 数	収容可能人数		整備計画
			1 室	計	
自習室 1	25.92	1	6	6	個別デスク 2 イス 6 角テーブル 1 パソコン 2 プリンタ 1 図書 100冊 更衣ロッカー 2
自習室 2	25.92	1	6	6	個別デスク 2 イス 6 角テーブル 1 パソコン 1 プリンタ 1 更衣ロッカー 1
自習室 3	17.64	1	8	8	会議テーブル 4 イス 8 グループワークの利用可

その他、「図書館」・「情報処理LL教室」・「実習室」・「学生ホール」等は学部学生と共同で利用する。

購入予定雑誌一覧（内国誌）

	タイトル	出版社	冊数	本体価格	税込価格	刊行頻度	年間冊数	予約期間
	1 BRAIN AND NERVE	医学書院	1	33,200	34,860	月刊	12	CALENDAR YEAR ONLY
	2 Clinical Neuroscience	中外医学社	1	33,713	35,398	月刊	12	CALENDAR YEAR ONLY
	3 JJNスペシャル	医学書院	1	4,800	5,040	不定	2	継続のみ 刊行冊数、価格不定
	4 MMJ : The Mainichi Medical Journal	毎日新聞社出版局	1	10,179	10,687	月刊	12	
	5 ペインクリニック	真興交易株式会社医書出版部	1	36,953	38,800	月刊	14	CALENDAR YEAR ONLY 増刊2回有
	6 医学教育	篠原出版新社	1	11,200	11,760	隔月刊	7	
	7 医療と福祉	日本医療社会事業協会	1	4,055	4,257	年2回	2	
	8 教育と医学	慶應義塾大学出版会株式会社	1	8,232	8,643	月刊	12	
	9 教育心理学研究	日本教育心理学会	1	12,825	13,466	季刊	4	CALENDAR YEAR ONLY
	10 月刊福祉	全国社会福祉協議会出版部	1	11,652	12,234	月刊	12	
	11 高次脳機能研究	日本失語症学会	1	8,324	8,740	季刊	4	
→	12 小児科	金原出版株式会社	1	39,218	41,178	月刊	13	CALENDAR YEAR ONLY 増刊1回有
	13 神経内科	科学評論社	1	31,200	32,760	月刊	12	
	14 整形・災害外科	金原出版株式会社	1	37,661	39,544	月刊	13	CALENDAR YEAR ONLY 増刊1回有
	15 整形外科	南江堂	1	47,054	49,406	月刊	15	CALENDAR YEAR ONLY 増刊1回・別冊2回
	16 精神医学	医学書院	1	29,143	30,600	月刊	12	CALENDAR YEAR ONLY
	17 脊椎脊髄ジャーナル	三輪書店	1	29,200	30,660	月刊	12	
	18 地域リハビリテーション	三輪書店	1	21,600	22,680	月刊	12	
	19 地域保健	東京法規出版月刊地域保健編集部	1	8,500	8,925	月刊	12	1,4 ONLY
	20 内科	南江堂	1	36,429	38,250	月刊	12	CALENDAR YEAR ONLY
	21 日経サイエンス	日本経済新聞社出版局	1	14,640	15,372	月刊	12	
	22 発達障害研究	日本発達障害学会	1	6,667	7,000	年5回	5	
		合計		476,445	500,260			

購入予定雑誌一覧（外国誌）

No	タイトル	刊行頻度	出版社	数	価格	金額(税込)
1	American Journal of Nursing	MONTHLY	LIPPINCOTT WILLIAMS & WILKINS	1	36,417	52,705
2	International Nursing Review	QUARTERLY	BLACKWELL PUBLISHING LIMITED	1	78,888	57,386
3	Nursing Outlook	BI-MONTHLY	MOSBY, INC.	1	48,538	35,378
4	American Journal of Sports Medicine		Sage Publications	1	99,513	104,488
5	Australian Journal of Physiotherapy		Australian Physiotherapy Association	1	52,026	54,627
6	Developmental Medicine and Child Neurology		Mac Keith Press	1	80,211	84,221
7	Human Movement Science		Elsevier	1	118,830	124,771
8	Journal of Bone and Joint Surgery. American Volume		Journal of Bone & Joint Surgery	1	55,859	58,651
9	Journal of Cardiopulmonary Rehabilitation and Prevention		Lippincott Williams & Wilkins	1	70,687	74,221
10	Journal of Electromyography and Kinesiology		Elsevier	1	109,938	115,434
11	Journal of Gerontology A Biol Sci Med Sci		Gerontological Society of America	1	117,724	123,610
12	Journal of Hand Therapy		Elsevier Hanley & Belfus	1	27,581	28,960
13	Journal of Motor Behavior		Heldref Publications	1	41,798	43,887
14	Lancet		The Lancet LTD	1	195,917	205,712
15	Medicine and Science in Sports and Exercise		Lippincott Williams & Wilkins	1	139,818	146,808
16	Motor Control		Human Kinetics	1	50,590	53,119
17	Pediatric Physical Therapy		Lippincott Williams & Wilkins	1	53,592	56,271
18	Perceptual and Motor Skills		Ammons Scientific	1	70,301	73,816
19	Physiotherapy Canada		BC Decker	1	22,711	23,846
合計					1,470,939	1,517,911

既設学部との関係図

